



フェーズ1 & 2 品質保証レビュー

みなまぐる保存委員会委託調査



調査機関：グローバルトラスト認証 株式会社

メンバー国報告書：日本

Report Version: 最終報告書

Date of Report: 2015 年 8 月 31 日

Report Ref: QAR 1.2 Final Report - Japan - 2015

**Commission for the Conservation of Southern
Bluefin Tuna (CCSBT)
81A Denison Street
Deakin
ACT
Australia
Tel: 612 6282 8396
Fax 612 6282 8407**

**Global Trust Certification
SAI Global Assurances
Marine Office
Quayside Business Park
Dundalk
Ireland
Tel: 00 353 42 9320912
Fax: 00 353 42 9386864**

概要

この水準保証レビュー(Quality Assurance Review)は、みなみまぐろ保存委員会 第21 回委員会年次会合(2014 年10 月16 日)において改正された“みなみまぐろ保存委員会メンバー国の義務を遂行するための“最低履行要件遵守政策ガイドライン 1”¹のうち、委員会事務局が定めた特定の義務要件に関し、メンバー国の履行状態を確認するものです。

この品質保証レビューは2つのフェーズから構成されています。

- フェーズ1は2013年に書類審査と電話インタビューのみで実施された事前調査で2013年8月31日に終了した。対象とされた最低履行要件セクションは、1.1「国別配分の遵守」のみであった。
- フェーズ2では上記のセクションに以下のセクションが追加され、また対象の履行要件全体について現地視察により実際の履行状態を確認した。現地視察は2015年4月15日から17日までの3日間にわたり行った。

フェーズ2で追加された最低履行要件セクション*

2.3 許可運搬船記録(転載決議の一部)

3.1 漁獲証明書制度(A-F)

3.3 (洋上)転載監視計画

6.5 遵守委員会への年次報告(一連の決定/決議/勧告)

上記の調査範囲拡大に加え、CCSBT事務局は各メンバー国のみなみまぐろ漁業における国際的な特徴/立ち位置を考慮し調査内容に重点を置くことを要求し、特に日本においては市場国であることから、SBTと他のまぐろの輸入に関し適切なシステムやプロセスにより要件が遵守されているかを確認した。

2013年に書類審査のみのフェーズ1、2015年にフェーズ2を実施し、この報告書は両者を総合したフェーズ1&2報告書である。

日本のミナマガロの漁獲管理システムは最低履行要件の中の1. 漁獲管理措置、1.1 国別配分の遵守を確保するための規則、2.3 許可運搬船記録、3.1 漁獲証明制度、3.3 洋上転載監視計画、6.5 遵守委員会への年次報告の遵守のためのオペレーションシステムやプロセスを備えている。書類審査と現地視察でのインタビューや視察から得られた情報は5章の管理システムの適格性の中で総合的に分析し、それから考えられる改善機会と提言を6章の表にまとめた。

フェーズ2で実施した現地視察は実際に遵守確認を行う職員や漁業者への直接の聞き取りにより、フェーズ1で収集した遵守状況の情報を具体的に確認した。結果として、フェーズ1で報告された内容と基本的に相違する事実は見られず、より詳細な事実関係の把握が可能となった。フェーズ1からフェーズ2を継続したことで得られた結果の改善効果は今後の参考のため、7章にまとめた。

日本のみなみまぐろの漁獲は全て延縄による商業漁業で行われ、漁業のシーズンである4月1日より3月末日まで年間を通じ行われている。政府はみなみまぐろ保存委員会で決められた国別配分量をもとにTACを定め、基本的に委譲不可能な個別漁獲配分を漁業者と漁船に割当て、漁業者ごと、漁船ごと、またトータルとしてのTAC超過が無い事をRTMPにより常時モニタリングしている。また、SBTを漁獲してから転載、寄港、陸揚げする際にその都度の申請に提出が必要な一貫したCDS制度を敷き、その都度水産庁の職員が確認し署名する多層的な確認システムや陸揚げ検査での

1

http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_CPG1_Minimum_Standards.pdf

漁獲 SBT の物理的検査により、漁業者が RTMP を通じ自己申告する漁獲量やその他の報告事項に矛盾や漏れが無いよう正確性を確保するようにしている。日本の漁業管理システムにはこれらの措置を施行するための法令や規則が整い、罰則が定められている。この個別漁獲配分システムが導入されて以来、TAC また国別配分量の超過は報告されていない。

商業投棄死亡量についてはこれまでは推定方法が議論中であったが、2013 年の調査から放流後の生残率の推定が行われ、大まかに 91% の生残率を 2013 年に CCSBT 科学委員会へ報告しているとともに、2014 年には報告された放流・投棄数から推定年間死亡量は約 30 トンと推定している。

このレビューで把握した改善可能性と提言は主に以下が含まれる。

- 港内パトロールの実施において清水港への偏りの是正。
- RTMP 報告データの正確性を保証する、ログブックや科学オブザーバーデータと RTMP データの現在の相互検証の定期化、詳細の分析による正確性の向上。
- 放流・投棄死亡率のオブザーバーデータとの検証の定期化と詳細分析による正確性の向上。
- 洋上監視の非実施を補完する客観的な IUU の監視体制。
- ケープタウン以外での外国港における転載リスクの検討と転載時の連絡の実施。
- 効果的で透明性の高い DNA 検査手法の確立とカバー率の向上。
- みなみまぐろ輸入量の国内市場における把握と輸出元国の漁獲量との比較の各国に対する徹底、また輸入 SBT のタグ No. の追跡による確認の定期的実行。
- 市場流通量把握のための市場統計システム (CDS を利用したトレーサビリティ等を含む) の導入や港内パトロール体制と連携した IUU 監視体制の整備。
- 無報告リスクを含めた確認・監視活動の統合的分析機会の設置。統合的なリスク管理戦略と個々の管理措置のその中での位置づけの明確 (文) 化、情報の公開と透明性向上。

表 1. 品質保証レビューの調査メンバーとスケジュール：日本

フェーズ 1	品質保証レビュー調査期間	2013 年 4 月~8 月
	レビューチーム	田村陽子 - 日本レビューリーダー Dave Garforth - プロジェクトリーダー Sam Peacock - 補佐レビューアー Oliver Wilson - 補佐レビューアー
	内部レビュー	Dave O'Sullivan; ピアレビューアー
	調査対象となる漁業期間	2010 より 2012/13 漁期
	コンサルテーションインタビュー開催日、時間	2013 年 6 月 24 日 約 4 時間
	インタビュー対象機関	水産庁
	メンバー国へ報告書のドラフト提出日	2013 年 7 月 19 日
	メンバー国からのコメント受領日	2013 年 8 月 14 日
	最終報告書提出日	2013 年 8 月 30 日
フェーズ 2 (現地視察, フェーズ 1 の更新を)	調査機関	2015 年 3 月~8 月
	レビューチーム	田村陽子 - 日本レビューリーダー Dave Garforth - プロジェクトリーダー

含む)		Johanna Pierre - 補佐レビュアー
	調査対象となる漁業期間	2010 より 2014/15 漁期
	視察対象機関	水産庁、経済産業省、財務省、国際水産資源研究所、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合
	現地視察のコンサルテーション	2015 年 3 月～4 月 15 日
	現地視察	2015 年 4 月 15-17 日
	ドラフト報告書提出	2015 年 5 月 30 日
	ドラフト返却	2015 年 6 月 25 日
	最終報告書ドラフト提出	2015 年 8 月 17 日
	最終報告書	2015 年 8 月末日

現地視察（フェーズ 2）詳細

	4/14 (Tue)	15 (Wed)	16 (Thu)	17 (Fri)
早朝				[4:30-6:30] 築地市場ミナマグロタグ調査、水産庁・OPRT 同行
AM 8-10		[9:40] 水産庁到着 遠藤審議官（日本政府代表）にご挨拶	[8:03 東京発-9:24 清水着] [9:40-11:00] 名古屋税関清水支所（清水支所・小西相談官ほか） 冷凍みなみまぐろ通関体制の説明	
AM 10-12	東京到着（スケジュール打ち合わせ）	水産庁①（飯田係長・山崎検査官ほか） 日本のミナマグロ漁業の管理監視策	[11:00am-12:00pm] 港見学	[10:30-12:30] 漁業調整部にて実際の RTMP、VMS、輸入確認書発行等の体制の見学
PM 14-16		水産庁②（土方係長ほか） CCSBT CDS の管理方針（特に輸入時について）	[1:00-2:30] 水産庁漁業調整課清水事務所（河上検査官ほか） 陸揚げ検査・報告徴収について	[13:30-14:30] 水産庁③（松島専門官他） 輸出時の CDS 手続きについて @ 漁政部第一会議室
PM 16-18	20 時～浜松町時程・アジェンダの確認	経済産業省農水産室（古藤調査専門職ほか） 輸入時の事前確認について	[3:00-5:00] 国際水産資源研究所（伊藤グループ長ほか） 漁業データ・オブザーバーについて	[15:00-17:00] 日かつ国際部（日かつ：益子国際部長ほか、遠かつ：西田氏） まぐろ漁業者業界の取り組みについて
場所	東京	東京	清水	東京

目次

目次.....	5
1. 品質保証レビューについて	13
1.1 レビューの方法.....	14
2. みなみまぐろ漁業.....	14
2.1 概要.....	14
2.2 歴史.....	15
2.3 みなみまぐろ漁業の管理機関と主要ステークホルダー.....	17
2.4 漁獲管理制度とシステム	20
2.5 漁獲証明書制度	24
2.6 世界のみなみまぐろ市場としての日本（輸出入管理）	28
3. 最低履行要件の施行システム	34
3.1 漁獲管理措置 CCSBT 義務 1.1 (i).....	34
3.1.1 MPR 1.1 (i) 1. –各メンバーの全ての国別配分量に帰属する SBT 漁獲量が、関連期間において当該メンバーの配分量を超過しない事を確保するための規則を整備する。.....	34
3.1.2 MPR 1.1 (i) 2a(i): [以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する] 漁獲配分割当先の詳細.....	35
3.1.3 MPR 1.1 (i), 2a (ii): [以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。]; 漁獲量の毎日の記録についての取り決め.....	36
3.1.4 MPR 1.1 (i), 2a (iii): [以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。]; 大型まぐろ漁船からの漁獲量の隔週報告、及び沿岸漁船からの各月報告.....	37
3.1.5 MPR 1.1 (i), 2b: [以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する] 漁獲以外の SBT 死亡率を推定し、記録する.....	37
3.1.6 MPR 1.1 (i), 2c: 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の正確さを確保する。これには以下に掲げるものが含まれる。i. 漁業を行うメンバーについては、当該メンバーの漁船によって漁獲された SBT に対する物理的検査体制 (ii. は畜養を行うメンバーについてであり該当しない。)	39
3.1.7 MPR 1.1 (i), 3: 全ての漁業関連の年間 SBT 死亡量は委員会と拡大科学委員会に報告され、資源評価分析に取り入れられる。	39
3.1.8 MPR 1.1 (i), 4: 年間漁獲割当量の遵守を監視し、必要に応じて制裁、補正措置を取る。	40
3.2. 漁獲管理措置 CCSBT 義務 1.1(ii)	41
3.2.1 MPR 1.1 (ii), 1a: 繰越について事務局に通報する前に、正確で、確認済みで、頑健な国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の最終値が利用可能となる、そして繰越措置の採択及び利用に関する報告が総漁獲量の計測及び確認に関する説明文とともに、拡大委員会への年次報告書に含まれる。	41

3.2.2 MPR 1.1 (ii), 1b: 事務局長は、次の割当年の開始から 60 日以内に、終了済みの割当年にかかる漁獲量について、次の割当年に置ける利用可能な漁獲量の制限（配分量＋繰越量）とともに、正式な通報を受領する。.....	41
3.3 許可運搬船記録 1（転載決議の一部）（CCSBT 義務 2.3 (i) + (ii)).....	41
3.4 許可運搬船記録 2（転載決議の一部）（CCSBT 義務 2.3 (iii)).....	42
3.5 漁獲証明制度 1（CCSBT 義務 3.1 A (i) - (v)）.....	42
MPR 1a. 許可蓄養場、漁船及び運搬船の全ての所有者及び事業者/操業者/運行者、並びに SBT にかかわる全ての加工業者、輸入者、輸出者、再輸出者は、CCSBT の義務を認識する.....	43
MPR 1b. 関連する CDS 文書を SBT に添付する。これには、以下に掲げるものが含まれる.....	43
i. 全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出については、漁獲モニタリング様式（CMF） ii. 国産品として水揚げされその後輸出される SBT の全ての輸出、及び輸入された SBT の全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式（REEF）。いかなる REEF も輸出される SBT に関して関連する CMF の写し及びこれまでに発行された全ての REEF の写しが添付されなければならない。 iii. メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全ての SBT の移送については、蓄養移送様式（FTF）（日本は蓄養を行っていないので非該当）.....	43
3.5.3 MPR1c. CDS の証明義務を有する全ての者は、文書を証明するための要件を規定する。これには、以下に掲げるものが含まれる。 i. 漁獲標識様式（CTF）の証明者は、天然 SBT については漁労長又はその他適当な当局とし、蓄養 SBT については蓄養業者又はその他適当な当局でなければならない.....	43
3.5.4 MPR 1d. SBT の曳航及び蓄養に関与する全ての者は、以下に掲げる事項を実行するための手続を定める。 i. 各漁船による漁獲に関して、以下に掲げる項目を記録する（SBT の数量と重量） ii. 各漁期終了時において SBT が CMF に記録される前に、これらの記録を利用して、蓄養活け込み様式を完成させる.....	44
3.5.5 MPR1e. 証明手続の遵守状況が検証される.....	44
3.5.6 MPR 2. CDS 文書作成の例外を適用する場合（遊漁に関する義務 3.1A(ii)に基づいて認められるもの）には、いずれも場合においても、以下に掲げる事項を行わなければならない。 a. 明確に許可され、かつ、かかる決定が事務局長に通報されること b. 関連するリスク管理戦略を策定し、これらに関連する死亡が明確にされ、かつ、遊漁による漁獲物が市場に出回らないようにすること.....	44
3.5.7 MPR 3. 全ての CDS 文書に固有番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。.....	44
3.6 漁獲証明制度 2（CCSBT 義務 3.1 A (vi) A. 義務（一般））.....	45
vi. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合） SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこから SBT の収穫を認めてはならない。.....	45
3.6.1 MPR 1. いかなる場合においても、転載を行う日において、CCSBT 運搬船記録上にある許可を受けた運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。.....	45

3.6.2 MPR 2. 以下に掲げる事項を禁止するための規則を策定し実施する。 a. 非許可漁船/運搬船によって漁獲された又は転載された SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出 b. (日本は畜養をしていないため非該当) 45

3.7 漁獲証明制度 3 (CCSBT 義務 3.1 B (vii) - (ix)) B. 義務 (CDS 文書の修正) 45

vii. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。 viii. 上記に従って変更が加えられた文書は、他のメンバー/OSEC に配布するため、事務局長に提供されなければならない。 ix. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。 45

3.7.1 MPR 1. 事務局長は、この決議に関して、提案された様式の変更が最小限のものであるか、又は大幅な変更であるかについて、メンバーと相談して決定する。 46

3.7.2 MPR2. データが連続性を有していることを確保し、事務局によるデータのアップロードが可能となるよう、修正後の文書は承認された様式との互換性を維持する。 ... 46

3.7.3 MPR3. 修正後の文書は、修正箇所が明確に分かるようにした上で、遅くとも使用の 4 週間前までに、電子的な手段によって、事務局長に提供する。 46

3.8 漁獲証明制度 4 (CCSBT 義務 3.1 C (x) - (xii)) C. 義務 (標識装着) 46

3.8.1 MPR1a. 全ての SBT 標識が、CDS 決議別添 2 第 3 パラグラフで規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する 46

3.8.2 MPR1b. 以下に掲げる者への SBT 標識の配布について記録する i. SBT を漁獲又は蓄養することを許可された者 ii. 3.1 C xv」及び「xvi」に規定される特別な状況に対応するために標識を受領した者 (該当する場合) 47

3.8.3 MPR1c. 漁船に取り込まれ、捕殺された全ての SBT (偶発的に混獲された SBT も含む)、又は蓄養場から水揚げされ、捕殺された全ての SBT (ただし、「3.1 C xv」に掲げる特別な状況が適用される場合を除く。) に対して適正な標識を装着することを要請する 47

3.8.4 MPR1d. 各魚体への標識装着は、捕殺後可能な限り直ちに行うよう要請する 47

3.8.5 MPR1e. 捕殺時以降できる限り速やかに各魚の詳細情報が記録されることを要請する。これには、月、海区、漁法のほか、SBT が冷凍される前に測定された体重及び体長が含まれる 48

3.9 漁獲証明制度 5 (CCSBT 義務 C 3.1 (xiii) - (xviii)) 48

3.9.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を実施するために運用制度及びプロセスを策定し実施する。 a. CDS 決議別添 2 に規定される手続及び情報に関する基準を満たす b. SBT 標識の許可されない全ての使用を特定する c. 標識番号の全ての二重使用を特定する d. 標識が装着されていないまま水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出される全ての丸の状態の SBT を特定する (義務「3.1C xv 及び xvi」に規定される場合を除く) e. 国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを確保する f. 違法 SBT が市場に流通する機会を低減させるためのリスク管理戦略 (ランダムサンプリング又はリスクに基づくサンプリングを含む) が実施されていることを確保する 48

3.9.2 MPR 2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。 a. 事業者/操業者/運行者による上記 1.a-f の管理措置の遵守状況を監視する b. 非遵

守が確認された場合に事業者/操業者/運行者に制裁措置を科す c. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例（「3.1Cxv」及び「xvi」の特別な状況によるもの）の全てを事務局長に報告し、その後は出来る限りこのようなことを繰り返さないようにする。

.....	49
3.10 漁獲証明制度 6 (CCSBT 義務 3.1 (xix) - (xxi) D. 義務 (確認 (Validation))	49
3.10.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。 a. 蓄養活け込み様式、漁獲モニタリング様式及び再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式を確認する確認者に権限を付与する。	50
3.10.2 MPR1b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、 i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された者であること ii. 検査、監視及び報告に関する要件を含め、自身の責任を認識していること iii. 当該権限が誤用された場合に適用される制裁措置を認識していること.....	50
3.10.3 MPR1c. 適切な者が、所定の欄に署名及び日付を記入して、各種の CDS 様式を証明する。	50
3.10.4 MPR1d. 同一の CDS 様式中、同じ者が情報の証明及び確認の両方を行わない。	50
3.10.5 MPR1e. 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する。 i. 全ての確認者に関する詳細情報（義務「3.1 D xx」に規定する情報を含む）。かかる情報は、常に最新なものとしておく。 ii. 確認者リストから削除された確認者個人については、その削除が行われた四半期の末日までに、当該個人にかかる情報。	51
3.10.6 MPR1f. 以下に掲げる状況においては、確認が行われなことを確保する i. 確認を行おうとする者に関する最新の詳細情報が、事務局長に十分に通知されていない場合 ii. 確認を行おうとする者の確認権限が無くなっている場合。	51
3.10.7 MPR 2. 確認者のパフォーマンス（遵守及び効果）を監視するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。	51
3.11 漁獲証明制度 7 (CCSBT 義務 D 3.1 (xxii) - (xxv))	51
3.11.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を確実に実施するための運用制度及びプロセスを実施する。 a. 以下に掲げる場合においてのみ CDS 様式が確認される i. 当該様式に記載される SBT の全てに標識が装着されている場合（加工が行われることによってそれ以降の標識装着が必要でなくなった場合を除く） ii. 蓄養 SBT については、当該日に蓄養場記録において許可登録されている蓄養場から収穫された SBT の場合 iii. 天然 SBT については、当該日において旗国であるメンバーから許可を受けている漁船によって漁獲された SBT の場合。	52
3.11.2 MPR1b. 転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出にかかわらず、全ての SBT の貨物に対して確認済みの文書が添付される c. (国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出に関して) 確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない。	52
3.11.3 MPR1d. 以下に掲げる場合、確認は行わない。 i. 確認者への権限付与にかかる手続が正しく実施されていない場合 ii. 当該 CDS 様式において不備や矛盾が発見された場合。	52
3.11.4 MPR 2a. メンバーが、SBT 製品を CDS 文書と照らして確認するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。これには以下に掲げる事項が含まれる。 a. 確認すべき様式中のデータを以下に掲げるものと照合することで、全ての CDS 文書が、完全で、適	

正で、かつ明らかに不正確な情報が含まれていないことを確保することを通じて、情報の正確さをチェックする要件。 i. 先行する CDS 様式上のデータ（漁獲標識様式を含む）
 ii. 関連する許可蓄養場、漁船又は運搬船のリスト iii. 当局によるあらゆる物理的検査の結果。 53

3.11.5 MPR2b. 全ての不整合又は不正確な情報のメンバー取締り当局への通報。 53

3.12 漁獲証明制度 8 (CCSBT 義務 E. 3.1 (xxvi)) E. 義務（文書の保持及び提出） 53

3.12.1 MPR 1. 文書及び/又は、スキャナーによって作成した電子コピーは、その文字の判読に支障を来すことのないような状態で、機密性が確保された場所において、最低3年間保存される。 53

3.13 漁獲証明制度 9 (CCSBT 義務 E. 3.1 (xxvii) + (xxviii)) 53

3.13.1 MPR 1. メンバー国の漁獲によって発行された、又は輸入を行う若しくは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従って事務局長に提出する。 54

3.13.2 MPR 2. 漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。 54

3.14 漁獲証明制度 10 (CCSBT 義務 3.1 (xxix) + (xxxii)) F. 義務（CDS 文書の確認） 54

3.14.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。 a. 個人又は機関に対して、確認（verification）手続の実施に対する明確な責任を付与する b. CDS 文書を確認（validation）又は証明した個人が、同一の CDS 文書の確認（verification）手続を行わないことを確保する 54

3.14.2 MPR 2a. 以下に掲げる事項を含む、確認のための運用制度及びプロセスを策定し実施する。船舶並びに輸出、輸入及び市場施設のサンプルを、必要に応じてリスクに基づき対象を絞って、選別し検査する。この検査の目的は、CDS に関する規定が遵守されていることの信頼性を与えるものでなければならない。 55

3.14.3 MPR2b. 少なくとも6か月ごとに、CDS 文書から得られた情報をレビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が含まれる i. CDS 様式上のデータの完全性をチェックし、受領した CDS 様式上のデータの整合性を他の情報源と照合する ii. 事務局長による CDS にかかる6か月報告書から得られたデータを照合する iii. 全ての不調和を分析する。 55

3.14.4 MPR2c. 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する、そして Mpr2d. 全ての不正行為を改善する措置を講じる。 55

3.14.5 MPR2e. 疑義がある又は不完全な若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、事務局長及び関連するメンバー/OSEC に通報する。 55

3.14.6 MPR2f. 重大な不正行為にかかる全ての調査については、これを事務局長に通報し、遵守委員会への概要報告書に含めることができるようにする。この通報には以下に掲げる事項の報告が含まなければならない。 i. 調査開始（この通報が当該調査を阻害しない場合） ii. 調査開始から6か月以内に、進捗状況（この通報が当該調査を阻害しない場合） iii. 調査終了から3か月以内に、最終結果。 56

3.14.7 MPR 3. 確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない（国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出）ことを確保する。 56

3.15 洋上転載監視計画 1 (CCSBT 義務 3.3 (i) – (v)) 56

3.15.1 MPR 1a. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。LSTLV に関して、許可に関する文書（LSTLV の船長又は船主から提供された転載の詳細を含む）が転載実施前に利用可能であること。.....	57
3.15.2 MPR1b. 転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザーバーの職務の履行に関連する協力を行う義務を遂行する（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3 を参照）。.....	57
3.15.3 MPR 2. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則を整備する。 a. 全ての SBT 転載について事前許可を受けていること b. 漁船が SBT が漁獲された日に CCSBT 許可漁船として有効に登録されていること及びすべての転載が行われる日に運搬船が CCSBT 許可運搬船として有効に登録されていること c. 指名された CCSBT オブザーバーが運搬船に乗船すること d. オブザーバーが不在のまま SBT の転載が実施されないこと.....	57
3.15.4 MPR2e. 転載申告書は、転載決議パラグラフ 11-14 に基づき、漁船及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。具体的には、i) LSTLV は、転載後 15 日以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号及び完全な CCSBT 転載申告書を旗国/漁業主体に送付しなければならない.....	58
3.15.5 MPR 3. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 a. 転載許可を発給する b. 転載が行われた日付及び場所を確認する。.....	58
3.15.6 MPR3c-f. c. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する d. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）について、できる限り速やかに事務局長に通報する e. オブザーバーが、転載前に乗船できること（安全に実行可能な場合に限る）、並びに転載決議付属書 2 第 5 パラグラフ（a）の遵守状況を監視するために必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができることを確保する f. オブザーバーが、不正確な文書に関するあらゆる懸念、又は自身の義務を履行する上で受けた妨害、介入若しくは圧力について、報告ができるようにする。.....	58
3.15.7 MPR3g. 管理措置の遵守状況を監視する h. 発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す。.....	59
3.16 洋上転載監視計画 2 (CCSBT 義務 3.3 (vi)).....	59
MPR 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 a. 漁船からの報告漁獲量、CDS 文書及び転載時の計測数量におけるあらゆる相違点を特定し、解決する b. すべての魚の転載を 100%監視する.....	59
3.16.2 MPR 2. 洋上で転載され国産品として水揚げされた SBT に関する全ての CDS 様式が水揚げの際に確認されるよう、運用制度及びプロセスを整備する。.....	60
3.17 洋上転載監視計画 3 (CCSBT 義務 3.3 (vii)).....	60
3.17.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則、制度及び手続を整備する。全ての転載物について、最初の販売時まで署名済みの転載申告書が添付されていること。.....	60
3.18 遵守委員会への年次報告 (CCSBT 義務 6.5 i - vii).....	60
3.18.1 MPR 1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセ	

クシオンについても、空欄にせず、その旨明記しなければならない。(iii-vii) 1. 年次国別報告書テンプレート 16 のセクション II (1)(d) : VMS, II (3)(a) i-ii, III(2)(a)-(c), I(3), III(3)を完成する。..... 61

5. 管理システムの適格性 (フェーズ 1 と 2 の総合) 67

6. 改善機会と提言..... 73

7. フェーズ 1 とフェーズ 2 (現地視察) 間の調査結果の差とフェーズ 2 実施効果 74

8. 資料 75

添付または確認済みエビデンス資料..... 75

LIST OF TABLES

表 1. 品質保証レビューの調査メンバーとスケジュール：日本 3

表 2 管理機関と最低履行要件に関する責任範囲..... 18

表 3 日本の国別配分と漁獲量..... 35

表 4 日本の最低履行要件 1.1 に対する SWOT (強み、弱み、リスク、提言) 分析 (フェーズ 1 をフェーズ 2 情報により更新) 67

表 5 日本の最低履行要件 2.3, 3.1, 3.3, 6.5, 市場国としての特徴に関する SWOT (強み、弱み、リスク、提言) 分析 (フェーズ 2) 71

表 6 改善機会と提言のまとめ..... 73

LIST OF FIGURES

図 1. 品質保証レビューの方法とプロセス 14

図 2. みなみまぐろの分布 (赤)、漁場 (青)、産卵場 (黄) 15

図 3 みなみまぐろの国別漁獲量の推移 (CCSBT 2014a)..... 16

図 4 ミナミマグロの緯経度 5 度区画別の漁獲尾数 2011 年暫定値..... 17

図 5 管理機関の関連図..... 19

ABBREVIATIONS

AC	Allocated Catch (Individual Member quota)
ASBTC	Attributable Southern Bluefin Tuna Catch
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
CDS	Catch Documentation System
FA	Fisheries Agency
FRA	Fisheries Research Agency
IQ	Individual Quota
JAFIC	Japan Fisheries Information Center
JTFCA	Japan Tuna Fisheries Cooperation Association
JTFCC	Japan Tuna Fisheries Cooperation Corporation
LSTLV	Large Scale Tuna Long-line Vessel
MPR	Minimum Performance Requirement
MAFF	Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
METI	Ministry of Economy, Trade and Industry
QAR	Quality Assurance Review
NRIFSF	National Research Institute of Far Seas Fisheries
RTMP	Real Time Monitoring Programme
SBT	Southern Bluefin Tuna
TAC	Total Allowable Catch

1. 品質保証レビューについて

この品質保証レビューは 証拠書類を基に行われ、みなみまぐろ保存委員会メンバー国の遵守規約1. の『みなみまぐろ保存委員会メンバー国の最低履行要件の達成義務』のうち特定の義務要件に関し 履行状態を確認する基本資料となる。メンバー国は最低履行要件 を満たしていることを示すため、一連の施行のプロセスが敷かれている旨がわかる書類を証拠として提出することによりこれを証明 することが要求される。レビューの範囲は1.1、2.3、3.1、3.3、6.5（フェーズ1で対象とされたセク ション1.1に加え、フェーズ2で追加されたセクション2.3、3.1、3.3、6.5）に関連する最低履行要件 と義務に限定され、内容はメンバー国と協力的非メンバー国が各みなみまぐろ国別漁獲配分量を超過 しないための適切な措置を施行しているか、漁獲証明制度（CDS）とSBTの転載に関する規則が 遵守されているかである。

この規約にかかる義務はみなみまぐろ保存委員会で決議されており、その決議は次を含む：

- 許容漁獲量の配分に関する決議
- 未漁獲分のみなみまぐろ年間総許容漁獲量の 3 年割当ブロック内の繰り越しの限度に関する 決議
- CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

2013年に実施された当初の最低履行要件の確認（フェーズ1）で対象とされたセクション1.1（国別 配分の遵守）に加え、2015年のフェーズ2はフェーズ1の内容更新に加え、以下の最低履行要件の レビュー範囲が追加された。

- 2.3 許可運搬船記録（転載決議の一部）
- 3.1 漁獲証明制度(A-F)
- 3.3（洋上）転載監視計画
- 6.5 遵守委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

(CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件遵守政策ガイドライン 1（第21 回委員会年次会合（ 2014 年10 月16 日）において改正）

http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_CPG1_Minimum_Standards.pdf)

上記のレビュー範囲に加えて、システムの適合性を分析する上で、品質保証レビューは各メンバー 国特有の状況や特徴を考慮する。また、遵守委員会が指摘する特に取り組みべき事柄がある場合は、 それを分析に含めることとする。モニタリングと監視システム（MCS）は全メンバー国が審査の対象 となるものであるが、特に下記のカテゴリーに分けて対象国のレビューを行う。

- a. 市場国 - SBTの輸入に関する管理システムとプロセスを特に重視する。
- b. 畜養国 - 畜養に必要な野生魚の漁獲、モニタリングと畜養場への移動プロセスの正確な 報告（100尾サンプリング手法の効果を含む）、畜養魚の収穫後の正確な漁獲報告を重視し て確認する。
- c. 開発途上国 - 零細漁業と産業漁業の両方の漁獲の監視、管理、正確な報告に必要なシステム とプロセスの確認を重視する。
- d. 遠洋漁業国 - 漁獲量、報告と陸揚げ確認、転載報告、直接輸出量の正確な報告に関するシ ステムとプロセスを重要視し確認を行う。

日本はみなみまぐろの最大の市場国であり、SBTの輸入（と輸出）の管理システムやプロセスを特 に重要視し、その点をレビューに盛り込んだ。

1.1 レビューの方法

レビューは最低履行要件に対し 4 段階の調査で行われ、最後に提言と改善可能性を盛り込む。

- i. 管理システムのレビュー：漁獲割当の遵守を確保するための SBT 管理全体の枠組み
- ii. 実行のしくみと実行状態：漁業管理システムの実行状態（制度、しくみの説明、特徴、特定措置、実行状態、規則・法令、漁獲記録、漁獲報告、規則遵守状態）実行に関する証拠書類、例えば記録用紙サンプル、報告書、記録書類などが制度の有効性を確認するため要求される。
- iii. 管理システムの有効性：分析結果として、管理システムの実行が各履行要件の条件を満たすものであることを効果的に示すかどうかを記述する。
- iv. 改善のための提言：レビューの中でよりよい規約遵守が可能になると判明した事についてと、必要であれば次回の品質保証レビューの方法について提言する。



図 1. 品質保証レビューの方法とプロセス

2. みなみまぐろ漁業

2.1 概要

みなみまぐろ漁業は、日本の管轄海域を遠く離れみなみまぐろの漁場に赴き漁獲を行う遠洋漁業のため、日本では商業漁業のみが行われ、遊魚・慣習的漁業等の他の漁業は無い。他の漁業での混獲も無いとされており、その理由はおおよそ南緯 40 度以南を漁場としている日本船の操業はみなみまぐろ漁業のみだからである。（もし他の漁業で混獲があった場合でもみなみまぐろの漁獲枠をもたない漁業は指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条の三及び第九十一条の四により、

みなまぐろの採捕と船上保持は禁じられている。) 漁業は一年を通じ、みなまぐろの分布する南半球高緯度海域にて行われる。最近の主要な漁場は南アフリカのケープタウン沖 (大体 4-9 月頃) とシドニー、タスマン沖 (5-6 月頃)、南インド洋 (7-9 月頃) である。近年、遠洋日本船がみなまぐろの運搬船への転載のほかメンテナンスや物資補給に頻繁に使用する海外寄港地は南アフリカのケープタウン港で、日本は南アフリカと連絡網を確立し、CCSBT 規定遵守のため日本のまぐろ船が入港、転載をする際の情報交換に協力している。(国外港での SBT 転載の項を参考の事。)

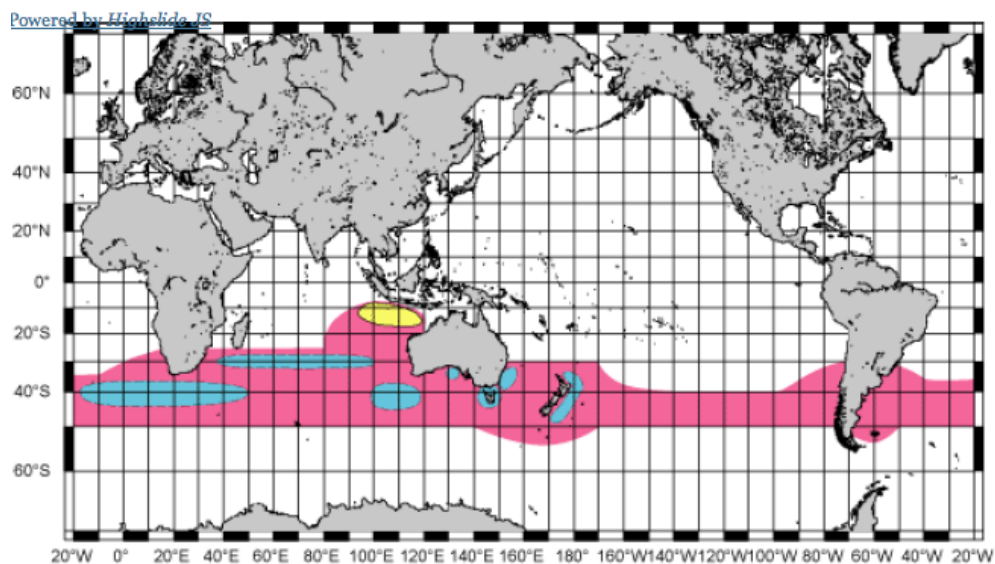


図 2. みなまぐろの分布 (赤)、漁場 (青)、産卵場 (黄)

2.2 歴史

日本のミナミマグロの漁獲は1952年に本格的に始まり、漁業は全て延縄によって行われる。1961年にタスマニア島周辺からオーストラリア南東岸沖(4,7海区)、1965年に南インド漁場(8海区)、1967年にケープ沖漁場(9海区)が開発された。1960年代にミナミマグロを対象としていた操業隻数は約300隻であった。その後、ニュージーランド東部からチリ沖合にかけての海域、ケープの西沖からアルゼンチン沖合にかけての海域でも操業が行われた。1970年代には、親魚漁獲量の低下と小型魚の占める割合の増加から資源量の低下が懸念され、1971年10月から、産卵場における12-3月の操業ならびに小型魚が多獲される漁場(シドニー沖5-7月、オーストラリア大湾10-3月、ケープ沖10-1月)での操業を禁止する国内規制が導入された。これらの規制ならびに漁業者がより高価な漁獲物を志向するようになったことにより、1・2海区での操業は激減した。また、1973~1974年に日本のまぐろ延縄漁業では深縄を導入し始め、ミナミマグロ狙いからメバチ狙いへ転換していく船も相当数あった。1980年代前半にオーストラリアの表層漁業による漁獲が急増したのに対し、日本の延縄の漁獲量は低下した。1982年には日、豪、NZによるミナミマグロ三国間会議が組織され、1985年に3国の漁獲割当量が設定された。この時点での日本の割当量は23,150トンであり、その後1986年会議で19,500トン、1988年会議で8,800トン、1989年会議で6,065トンへと漸減した。1989年以降、漁獲枠の削減の結果として、日本延縄漁船は漁獲枠の消化が漁期途中で終了するようになった。1994年にはミナミマグロ保存条約(CCSBT)が発効した。日本の漁獲割当量は1997年まで6,065トンが維持され、その後、2003年の年次会合において6,065トンで合意されるまで自主規制枠(6,065トン)を設定していた。2006年の漁獲割当量も前年同様の6,065トンであったが、2005年に1790トンの漁獲量超過が見つかったため、同量を差し引いた4,275トンを漁獲量の上限として漁獲が管理された。2006年の年次会合では、2007年以降

3年間の日本の漁獲割当量を 3000 トンに削減することで合意された。2009年及び2010年の年次会合では、資源状態の悪化を受けて 2010・2011 年の漁獲量の上限の合計を4800トン²とすることが合意され、それぞれ 2,200 トン・2,600 トンとして管理した。その後、日本の漁獲割当量は増加を続け、2014年は 3,403t、2015年は 4,847トンとなっている。

割当量に対する日本漁船の漁獲量の管理方策としては、1990年から2005年までは、主要3漁場に対し、入漁隻数、操業開始日、漁場別の漁獲割当量を各々設定し、漁獲状況に応じて漁場閉鎖日を設定するオリンピック方式の漁業管理制度を用いていたが、2006年からは個々の漁船に対する漁獲枠の個別割当制度（IQ制）へ転換した。また同年より、漁獲したミナミマグロ全個体に識別標識を装着する制度を併せて導入し、漁獲量管理を強化した。現在、ミナミマグロの高いCPUEに対し、各漁船は少ない漁獲枠しか持たないため、少ない操業回数で漁獲枠を消化しミナミマグロ漁場を離脱するケースが多い。³ みなみまぐろの生産量は日本の全てのかつお・まぐろ類生産量の1.6%のみ、全てのまぐろ類の2.9%（2011年貿易統計）となっており生産量は日本のまぐろ類生産量の中で最も低い。

2013年の日本の国別配分量 2,689 トンは全 CCSBT メンバー国の TAC に対し約 25%、2015年の 4,837t は 33% となり、日本は世界のみなみまぐろ漁獲量の約 4 分の 1～3 分の 1 の量を漁獲している。これはオーストラリアに次ぎ第 2 番目に多い配分量である。

図 3 は CCSBT メンバー国の漁獲の推移を示す。日本のはえ縄船の漁獲量は 1961 年以降漸減し、1985 年には約 20,000 トンまで減少した。⁴

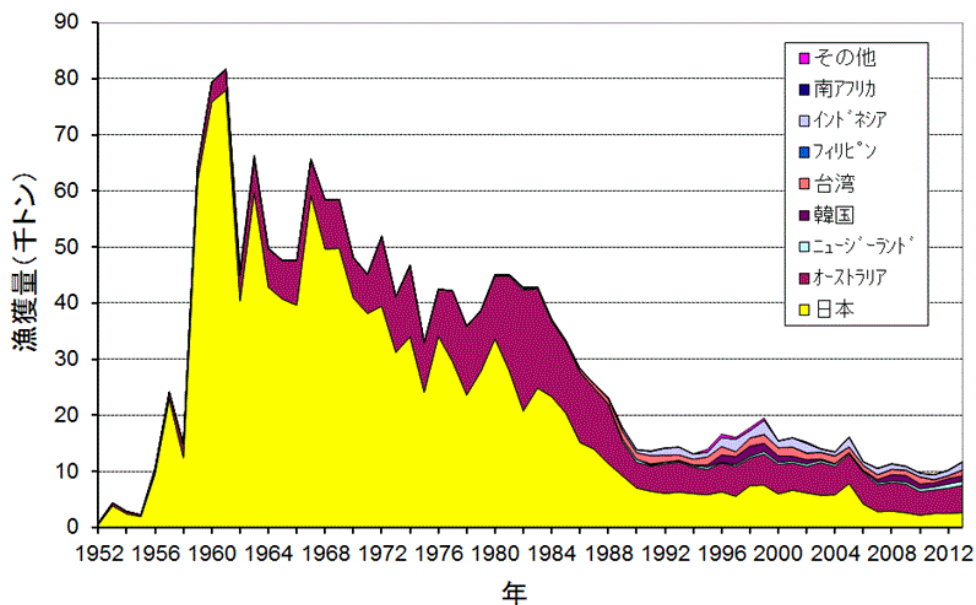


図 3 みなみまぐろの国別漁獲量の推移 (CCSBT 2014a)

² ニュージーランドからの年間移譲分（1年当たり 139 トン）が含まれる。

³ 日本のみなみまぐろの漁業のレビュー：2011 年より抜粋

⁴ 国際漁業資源の現況みなみまぐろ詳細版 2013

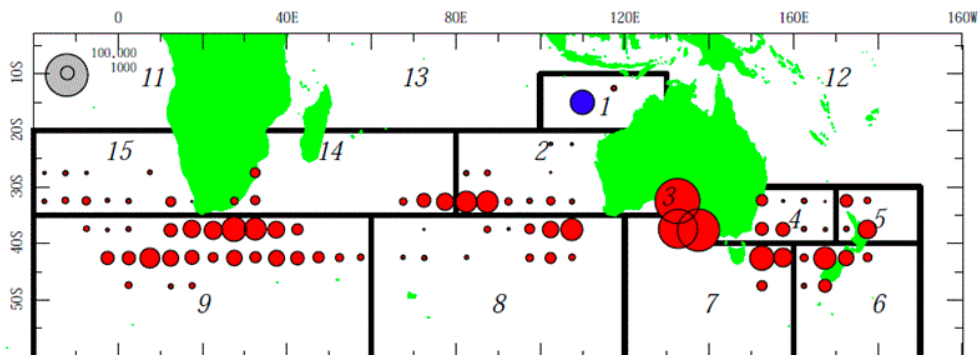


図 4 ミナミマグロの緯経度5度区画別の漁獲尾数 2011年暫定値
 1～15はCCSBT統計海区。1海区の青丸はインドネシアによる位置不明の漁獲尾数。（CCSBT事務局から配布されたデータを基に作図）
 （以上、国際漁業資源の現況、みなみまぐろ、平成26年詳細版より）

2.3 みなみまぐろ漁業の管理機関と主要ステークホルダー

表 2 に日本のみなみまぐろ最低履行要件遵守に関わる管理機関とその責任範囲をまとめた。日本の漁業管理を全般的に管轄している政府機関は農林水産省水産庁である。水産庁資源管理部漁業調整課はみなみまぐろの国別配分量の遵守に関し主要な業務を受け持っており、国別配分量の漁業者別漁船別割当、日毎の漁船別漁獲量のモニタリング、陸揚げ時の SBT 全量検査ほか、漁業管理全般及び輸入申請書類の事前確認を管轄している。この課では陸揚げ検査、CDS 書類確認 (validation)、転載・陸揚げ報告の確認等の業務を円滑に遂行するため、静岡県静岡市清水区に清水事務所を構える。

日本は世界最大のみなみまぐろ消費国／市場であり、日本による生産量の約 3.4 倍量のみなみまぐろを各国から輸入しているため、国別配分量の遵守・管理に加えて、輸出入まぐろの監視も行い、CCSBT がメンバー国に課す CDS 制度を利用しその正確性を確保すべく、不正貿易の防止強化に取り組んでいる。水産庁資源管理部漁業調整課でみなみまぐろの輸入申請に対する確認書発行を、水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室では輸出申請書類の確認を管轄している。また、輸入申請書類の事前確認では経済産業省が通関前の書類の確認を担当している。水産庁と経済産業省でそれぞれ規制遵守が確認された後、最終的に輸出入許可は財務省が管轄する全国の税関で発行される。

水産庁は漁業関連の科学データの収集及び分析を（独）水産総合研究センター（FRA）国際水産資源研究所（NRIFSF）へ委託している。みなみまぐろに関してはくろまぐろ資源部温帯性まぐろグループ、くろまぐろユニット、みなみまぐろサブユニットでみなみまぐろの調査・研究が行われている。また、（一般社団法人）漁業情報サービスセンター（JAFIC）は水産庁の委託により、即時漁獲情報調査計画（RTMP）のデータベースを整備し、リアルタイムで漁獲量のモニタリングを行い関連諸機関に情報を提供している。その他、漁業者団体である日本かつお・まぐろ漁業協同組合、日本かつお・まぐろ漁業協同株式会社、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会が水産庁等の管理機関と密接に連携し、関連諸規則の漁業者への周知、また漁業者要望の関係機関への伝達等、漁業者の規則遵守に実施面で協力している。（図 5. 管理機関の関連図参考のこと）

管理機関	担当課	責任範囲
農林水産省 (MAFF) 水産庁 (FA)	資源管理部漁業調整課 資源管理部国際課 漁政部加工流通課 (水産物貿易対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ●国別漁獲枠の漁業者別漁船別割当 ●日毎の漁船別漁獲量のモニタリング、陸揚げ時の SBT 全量検査ほか、漁業管理全般 ●輸入申請書類の事前確認 ●CCSBT との連絡・調整、メンバー国間との連絡・調整、漁獲量、繰越量の報告 ●(再) 輸出申請書類の確認(CDS 書類申請／提出先)
独) 水産総合研究センター (FRA)	国際水産資源研究所 (NRIFSF)	科学データの収集及び分析、調査
日本かつお・まぐろ漁業協同組合 日本かつお・まぐろ漁業協同株式会社 全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会	国際部、指導部	遵守規則の漁業者間での実行調整、遵守事項の連絡と指導
外務省	外務省経済局 漁業室	水産資源に係る外交政策
経済産業省 (METI)	貿易経済協力局 農水産室	水産庁確認書のある輸入申請書類の事前確認、CDS確認
財務省	税関	輸入・輸出の際の通関手続き

表 2 管理機関と最低履行要件に関する責任範囲

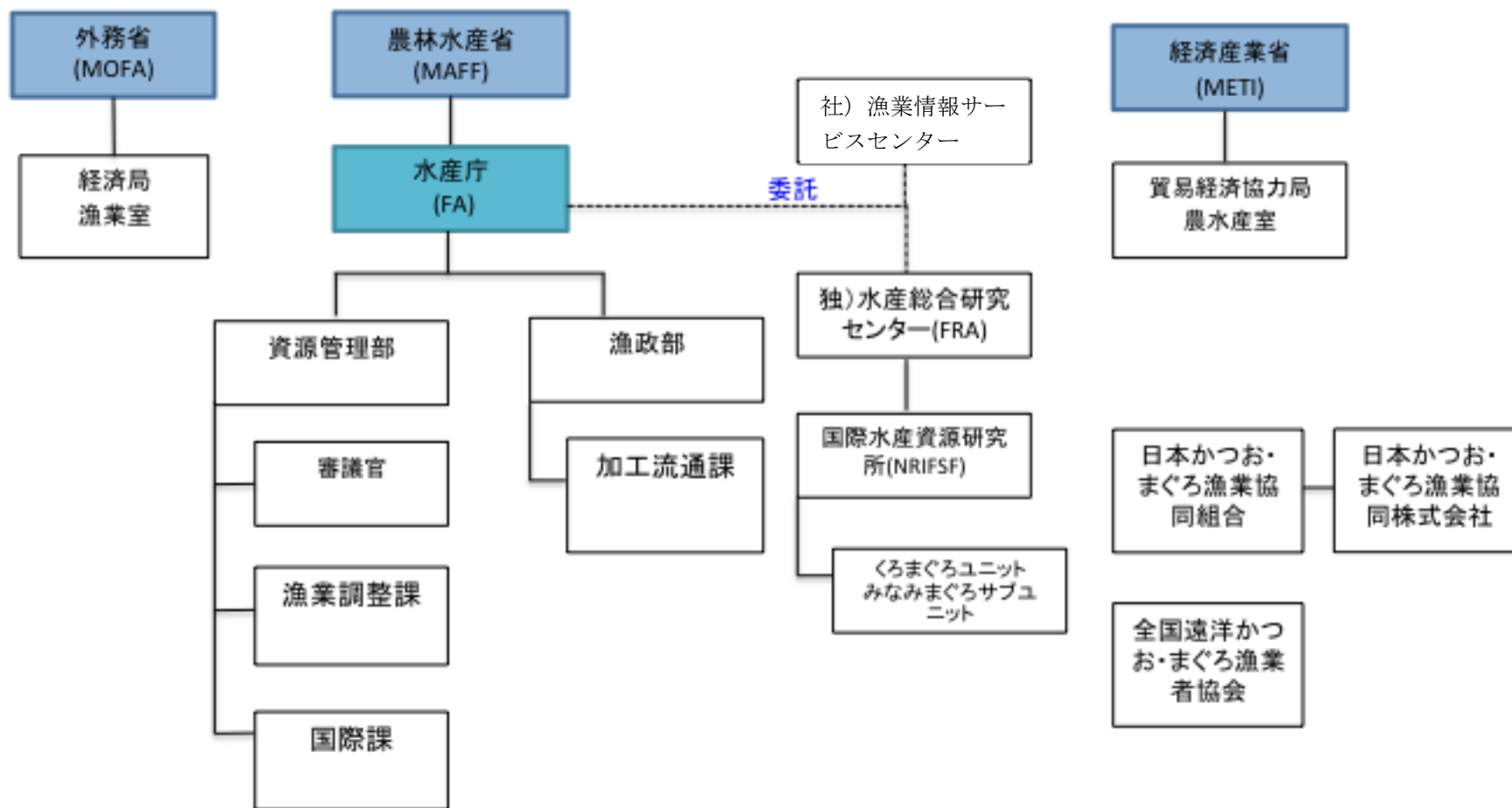


図 5 管理機関の関連図

2.4 漁獲管理制度とシステム

漁業許可

みなみまぐろを漁獲する遠洋かつお・まぐろ漁業は、漁業法に基づく政令により指定漁業として定められており、当該漁業を営むためには大臣が発給する漁業許可が必要である。水産庁は遠洋かつお・まぐろ漁業許可船名簿をインターネット上で公表している。⁵

また、漁業法に基づく指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「指定省令」という。）により、遠洋かつお・まぐろ漁業者別及びみなみまぐろの採捕に従事する船舶別のみなみまぐろの年間漁獲量の限度が割り当てられるほか、陸揚げ港の制限、VMS の設置義務、操業日誌の記載義務、陸揚げ又は転載の届出義務、採捕したみなみまぐろの表示義務等について規制が課される。また、遠洋かつお・まぐろ漁業者が使用する船舶は船橋の周囲を1メートルの幅で帯状に朱色で塗装し、他の漁船と区別することで識別可能にすることが定められている。

みなみまぐろは日本の管轄水域に分布する魚種ではないが、資源評価はみなみまぐろ保存委員会の科学委員会（Scientific Committee）で行われ、日本の科学者は委員会における資源評価やデータ収集に参加・協力している。この国際委員会で決定されたTACの国別配分量は、水産庁でパブリックコメントのプロセスを経て修正の必要がなければ、そのまま国内の漁獲可能限度量となる。また、日本は、地域漁業管理機関での決議事項の実施、遵守に積極的に協力し日本市場へのまぐろ資源の安定供給と維持を確保することを目的とし、まぐろ資源の保全及び管理の強化に関する特別措置法（まぐろ法）を1996年に発効した。この法律はみなみまぐろ保存委員会の取り決め管理措置について、国内での横断的な管理機関・セクターの協力を仰ぎ、報告義務等の強固な責務を漁業者と産業へ課す事によって、世界規模で取引され主に日本で消費されるみなみまぐろの輸出入関連情報の収集や不正行為の予防を図ることとしている。

漁獲可能限度量の決定

みなみまぐろ保存委員会が毎年10月の年次会合でTACの国別配分量を決定すると、水産庁は特に修正等必要がなければ当該国別配分量を漁獲可能限度量として決定し、パブリックコメントを経て官報に告示する。この告示は農林水産省の「みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当の基準を定める告示」であり、パブリックコメントにより提出された意見・情報を考慮した上で決定する事となっている。2013年漁期の漁獲可能量の限度の告示にかかるパブリックコメントは、水産庁資源管理部漁業調整課により『平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件についての意見・情報の募集について』として、2012年12月中旬頃にインターネットにより公示され、翌年1月中旬までの30日間において、意見の募集が行われた結果1件（2012年漁期には0件、2014年は1件、2015年度は4件）が寄せられたが、これまでパブリックコメントにより漁獲可能限度量に影響が及んだ事はない。水産庁はパブリックコメントとして寄せられた意見とそれに対する考え方をホームページ上に掲載している。

漁獲量の配分・漁獲割当指令書の交付

⁵ <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/sitei/pdf/enkama2015.pdf>

パブリックコメントの後、決定した漁獲可能限度量は2月中旬に官報に告示され、みなみまぐろの漁獲割当を希望する遠洋かつお・まぐろ漁業者から割当申請を受け付ける(3月1日期限)。割当を希望する漁業者は、総割当量、所有する漁船ごとの申請割当量、操業計画、過去3年の漁獲実績を記入したみなみまぐろ年間漁獲量割当申請書を都道府県を通じ農林水産大臣に提出する。遠洋かつお・まぐろ漁業者から提出されたみなみまぐろの年間の漁獲割当申請の合計が年間の漁獲量可能限度量を超えない場合、申請者がそれぞれ申請する年間の漁獲量が漁船ごとに割り当てられる。割当申請の合計が漁獲可能限度量を超える場合は、各申請者の申請する漁船ごとに、前年までの3年間のみなみまぐろ漁獲量に応じて按分した量を基礎として操業能力等を考慮し、年間の漁獲可能限度量を超えないよう割当が行われる。また、割当が何らかの理由により使用されなくなり、漁獲可能限度量に残余が生じるとき又は割当後に割当量に増加が生じたときは、申請量に満たない割当を受けた申請者が追加希望した場合には、残余分又は増加分を追加希望者の数で割った量を基礎とし追加希望者の操業能力等を考慮し、年間の漁獲可能限度量を超えないように当該残余分又は増加分を割り当てる。⁶ みなみまぐろの個別割当を実施したのち、日本における総漁獲配分量(漁獲可能限度量)と各漁船への割当量をみなみまぐろ保存委員会へ報告している。⁷ 委員会は毎年みなみまぐろの漁獲割当を受けた漁船リストをウェブサイトで公開している。日本の2013/14年度のみなみまぐろの漁獲割当を受けた漁船のリストは添付4に示す。指定省令第57条第4項に基づき、配分された漁船別の漁獲枠について、1漁業者がみなみまぐろの漁獲枠を有する漁船を複数所有している場合には1漁業者の漁獲枠(所有する漁船の漁獲枠の合計)の範囲内において、所有する漁船ごとの漁獲枠を変更することは可能である。漁船ごとの漁獲枠の変更を希望する漁業者は、みなみまぐろ割当変更申請書を農林水産大臣に提出する。なお、配分者間(漁業者間)での移譲はできない。

日本における SBT 漁獲量の割当ては、漁業許可証(遠洋かつお・まぐろ漁業)とは別に漁獲量を記載した指令書を交付している。漁業許可の許可番号及び信号符字は割当申請書に記載され、許可情報と照合されることとなる。指定省令第91条の3により、SBT 漁獲量割当を受けていない漁業者は、SBT を採捕することができない。個別割当を受けた漁業者は指定省令に基づき発給された漁獲割当指令書の原本を保持するとともに、その写しを船内に保管し、漁業監督官からの要求があるときはこれを提示しなければならない。

漁獲量の監視

即時漁獲情報調査計画(RTMP):

一般社団法人漁業情報サービスセンター(JAFIC)により管理されている即時漁獲情報調査計画(Real Time Monitoring Program: RTMP)は漁期を通じ毎日報告される漁獲成績をデータベースで管理し、漁船ごとの漁獲割当量と常に比較しつつ割当の遵守を確認する事ができる。漁獲割当指令書を持つ漁船の船長又は漁労長は、みなみまぐろの操業の開始前に JAFIC へ操業予定と漁船の基本情報を連絡し、みなみまぐろの操業の開始を伝える。また操業開始以降毎日、操業終了まで、操業の状況(漁獲実施状況、漁獲量、漁具、混獲対策、漁業開始と終了時刻、許可漁船情報と SBT のタグ番号、体長、重量、性別、製品形態、放流 SBT の見た目重量別、生死別個体数、使用した秤の種類、計量方法等)を FAX で JAFIC へ送信する。⁸ JAFIC は漁業者が手入力し FAX したデータを電子データベースに入力し情報を管理し、水産庁に提供している。水産庁資源管理部漁業調整課ではこのデータベースの情報をもとに日常的に漁業者別船別の漁獲量累計、漁業の状況をモニタリングしている。こうして操業期間中毎日、漁獲報告を漁業者から徴収する事で、後のデータ改ざんが出来ないようにしている。水産庁はこの RTMP での報告情報に基づ

⁶添付書類 4 参考のこと

⁷添付書類 4 参考のこと(2013 年漁期の船別の漁獲割当)

⁸ RTMP フォームの例は添付資料 3

き、転載や陸揚げ前報告の CMF の確認や CTF を発行、陸揚げ検査の計量値と比較するなど、CDS による漁獲割当の遵守確認を行っている。

ログブック

指定省令第 28 条及び 28 条の 2 により漁業者は操業日誌、漁獲成績報告書の記載、備付け、10 日毎の水産庁への報告を義務づけられている。操業日誌（ログブック）には漁船位置、漁船登録番号、信号符字、日付、投縄開始時刻、釣り釣数、漁具の長さ等仕立、漁獲個体数、魚種別漁獲量（SBT 原魚換算重量：内蔵・尾除去品の 1.15 倍）、混獲生物の情報（魚類の場合は放流又は投棄したもの、生死確認はなし）等を記載する。⁹ 船で記入されたログブックは FAX 等により漁業者（船主（個人又は会社等））に送付された後、郵送にて水産庁に送付・報告される。水産庁は提出されたログブックを（独）水産総合研究センター国際水産資源研究所（以下「国際水研」という。）に送付し、国際水研がデータのチェックを行う。その後、国際水研が委託先の民間会社に送付し、同社がデータベース化を行った後、国際水研に送付、データの集計・分析を行っている。CCSBT の科学データ交換に提出される漁獲努力量のデータはログブック集計から報告される。集計まで時間的な差が生じるため委員会開催時に集計値が利用可能でない場合は RTMP のデータが一時的に報告されるが、後にログブックデータにより置き換えられる。

科学オブザーバープログラム

科学オブザーバーは無作為に選ばれた SBT 漁船に乗船し、SBT 漁獲量、混獲魚尾数とその生死、その他の科学・生物データを収集、記録する。カバー率（使用釣数ベース）は、11.3%（13/14 年）、7.4%（12/13 年）、11%（11/12 年）であった。日本のオブザーバー計画（JOP）は CCSBT の科学オブザーバー計画の基準に準拠し、オブザーバーは漁船へ派遣される前に JOP を委託実施する国際資源研究所で訓練を受ける。日本は他国と SBT オブザーバーの交換を行っていない。

カバー率は、SBT 漁獲のあった層（海区および月）のみでのオブザーバー配乗実績と操業実績から算出する。近年、CCSBT のカバー率目標 10% が未達成となったケース（7.4%、2012/13 年）があったことから、改善のためオブザーバー配乗船の割合を増やしている。CCSBT ではオブザーバーカバー率の母数の定義はないが、日本は、隻数、航海数、使用釣数、ミナミマグロ漁獲尾数のカバー率を計算、公表した上で、そのなかで科学的に最も意味が深く、最も厳しいカバー率となる使用釣数およびミナミマグロ漁獲尾数を用いている。

報告書は水産庁と国際水研に帰港後 1 週間以内に提出し、国際水研が外部委託会社を通じて科学調査データをデータベース入力後、分析、チェックを経て約 1 年でデータが使用可能となる。漁獲量の遵守管理には直接の役割はないが、漁業者の報告以外の第三者によるデータとして漁獲シーズン終了後のクロスチェックに利用される場合がある。

漁船監視システム(VMS)

指定省令第 24 条の 2 は操業しているみなみまぐろ漁船に通信状態にある VMS の装備と位置報告を義務づけており、これは CCSBT の VMS 規定に準拠している。漁船の操業位置は VMS により漁業者が所属する漁業者団体（日かつ、または遠かつ）と水産庁が毎日監視している。VMS がオフになった場合、漁業者団体は漁業者へ確認を行うが、万一それが遅れた場合にも水産庁の

⁹ ログブック資料は添付 3

監視官が監視していることで、水産庁より漁業者団体へ連絡し、漁業者へ確認するよう指導するしくみとなっている。また水産庁は各漁船の SBT の転載や陸揚げ前の確認証及び CTF を発行する際、各申請漁船の VMS の航跡を確認し、通信の途切れや報告と相違する異常な動きがないかを確認している。

海上監視（取締り航海）

水産庁は 2013 年まで、年間の漁業取締航海の中で 1 航海 30 日前後の取締航海をみなみまぐろ漁業の海域に派遣してきたが、2014 年以降これを停止している。また将来的な再開は未定となっている。

2011 年には漁業取締船（みはま）の派遣により CCSBT 海域で 2 航海のパトロールを行ったが、海上検査が可能な範囲に日本漁船を発見することはできなかった。2012 年も計 2 回 CCSBT 海域に派遣し、10 月 31 日に CCSBT に登録された日本漁船 1 隻に対し、洋上で無線による検査を実施した。2013 年も登録漁船 1 隻に対し無線検査が行われた。2014 年は他に船舶を使用する緊急優先課題が相次いだため、みなみまぐろ漁場への監視船派遣は行われなかった。検査実施回数 of 少なさについては、みなみまぐろ漁場である南緯 40 度以南は広範囲のため、予め設定した航海計画中に日本漁船を追跡することは困難であるということであった。また荒天が多く頻繁に荒れる高緯度海域のため、安全性の観点から乗船検査の実施は困難であり、洋上での監視方法としては通常、無線による検査のみが行われるということであった。

いずれの年も海上監視中に違法／非遵守行為はみつかっていない。

海上検査（無線検査）の内容は以下のとおり：

- ・船名、許可番号、漁労長名、船長名
- ・VMS の稼働状況
- ・操業日誌
- ・日本を出港した日及び港、最近の寄港地及び出港地
- ・漁獲状況
- ・トリポール使用等の海鳥の混獲回避措置の実施状況
- ・サメひれの所有の有無
- ・今後の航海予定
- ・みなみまぐろ、太平洋くろまぐろの保持の有無 など

漁獲割当遵守のための罰則

指定省令第91条の3（採捕禁止）により個別割当を持たない漁業者による SBT の採捕は禁じられている。また、第57条第5項により個別割当を超過して SBT を漁獲する事も禁じられている。これら法令に違反した場合の罰則として、第106条は、違反者に最大2年の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科が課される。それに加え、違反した漁業者は以降5年間の漁獲割当を受ける事ができない。なお、SBT の指定港以外への陸揚げや登録運搬船以外の船舶への転載などについてもこれと同様の罰則が課される。

その他、漁獲割当に関する罰則以外にも、遠洋まぐろはえ縄漁業の操業遵守のために定められた個々の規定に対する罰則がある。例えば VMS の未設置や無報告に対しては6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第107条（罰則））、ログブックの記載、所持規定違反には10万円以下の罰金（第108条（罰則））が定められている。

また、まぐろ法は漁業者に SBT 漁獲に関する正確な情報の提供と報告への協力を課し、それに反した場合、虚偽の報告をした場合などは同法第 11 条により 30 万円以下の罰金が課される。

これら規定の違反については、上記の司法処分（罰金又は懲役）の他に、その内容に応じて行政処分（停泊命令等）の対象にもなる。また、指定省令第 5 条の 2 等により、漁業関係法令又は労働関係法令の違反に係る累計点数が 4 点以上となった漁業者については、漁業法第 62 条の 3 に基づき遠洋かつお・まぐろ漁業許可が取り消される。

2.5 漁獲証明書制度

漁獲証明書制度（CDS）は漁獲時に魚体にプラスチックタグをつけ個体に個別番号を振り、同番号を記した漁獲タグフォーム（CTF）とともに取引することで個体ごとに管理するとともに、所定の漁獲モニタリングフォーム（CMF）に漁獲海域や漁船の登録番号などの詳細を記入し、転載や陸揚げ、輸入・輸出等の各 SBT の漁獲後の移動経路を最初の売却まで追跡可能にするものである。全ての丸のままの SBT に、プラスチックタグの装着が必要である。また、最初の販売以降はプラスチックタグは必要ではないが、切り身や加工品を含む全ての SBT は、転載、陸揚げ、輸出、輸入、再輸出の際に CDS フォームの添付が求められ、各プロセスにおいて確認の権限を付与された検査官が CMF に署名することで、取引経路を証明可能にしている。

採捕し船上保持する全てのみなまぐろは、遵守事項により 信号符字及び採捕順序番号を表示しなければならないことが義務付けられている。タグ No. の構成は、例えば、JP-15-001-0001 のように、「JP」は JAPAN、「15」は 2015 年、「001」は漁業者団体が各船に割り当てている固有の船番号、「0001」はミナミマグロ 1 尾ずつの漁獲尾数番号をそれぞれ意味する。プラスチックタグは一目で識別出来るよう漁獲年度により色が統一され、3桁の固有の船番号については、漁業者団体が所属漁船に対して割当ての上、漁期前に水産庁漁業調整課に申告している。指定省令 58 条は、SBT を漁獲した場合、漁業者は体長を計り、内蔵と尾を除去し重量を計量するとともに、雌雄を判断し、冷凍保存前にこのプラスチックタグを漁獲順に SBT に装着することを定めている。また日本では、判別が容易なようにタグと同じ内容の情報を記載した紙を魚体に添付する。漁業者は SBT の冷凍保存後、RTMP 報告に SBT の漁獲尾数番号（タグ番号）や計測情報を記録し JAFIC へ FAX 送信する。

また、漁業者は陸揚げ又は転載の 10 日前までに水産庁漁業調整課へ FAX で陸揚げ又は転載について報告するとともに、CMF を作成する。水産庁は報告書と CMF の内容を RTMP 記録や VMS 記録と整合し、記載事項が正しい事を確認する。RTMP で報告された船名、登録番号、漁獲量や操業海域を陸揚げ又は転載報告書と合致するかを複数体制で確認し、問題があれば業界団体を通じ確認をとらせる。確認が済むと水産庁は CTF を作成し、署名の上漁業者へ FAX する。また、タグ No. の一覧表を作成し重複等がないことを確認する。漁業者は発行された CTF の書類番号を CMF へ記入し、陸揚げ又は転載に備える。CTF は水産庁が作成し CMF の必要添付書類とする事で不正防止をはかっている。

日本国内船の漁獲は、陸揚げ検査により SBT の全量が検量され、RTMP で報告されている重量（CMF/CTF の内容）と実際の陸揚げ重量が一致するか検証される。SBT へのタグの装着、CMF、CTF による漁獲年月日、漁獲海域、報告重量などの基本情報と転載の有無、運搬船報告などが RTMP で報告された情報や VMS 記録、陸揚げ又は転載報告書と矛盾しないことの確認が行われた後、CMF が確認（validation）される。（詳しくは陸揚げ検査の項目を参照）

CMF は SBT が売却され、買受人がサインすることにより完結し、SBT の市場エントリー後に CDS 書類は水産庁により回収される。回収後、水産庁では、陸揚げ時の計量証明書、小秤リスト及び仕切書等と CDS 書類を照合する。CDS 書類のコピーとタグ No. の一覧表は 4 半期毎に CCSBT に提出される。

転載

2011-12年の日本漁船の SBT の年間転載量は漁獲量全体の 45% ほどで（外国港での転載は 32.4%、洋上転載は 12.3%）2011年には 21 回の洋上転載が日本漁船 19 隻によって行われたが、2013-14 年度は洋上転載が 34.3%、外国港での転載は 4.4% と、洋上転載の割合が大きく増加した。これは、日本漁船が最も頻繁に利用するケープタウン港での管理手続きが 2012 年頃より強化され、求められる停泊期間が長期化していることが影響していると考えられる。

洋上転載

洋上転載を行う際は、CCSBTに運搬船登録をした運搬船のみに、CCSBT洋上転載（地域）オブザーバープログラムから派遣されるオブザーバーを乗せて、行わなければならない。日本は、日本漁船との転載許可を要請する運搬船に対して所定の遵守が確認出来る船を「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」59条別表4に基づく登録運搬船リストに登録し、日本漁船と転載することを実質的に許可した運搬船としてCCSBTへ報告している。また運搬船登録の変更があった場合はその都度CCSBTへ報告している。全てのSBT漁獲割当を保持している漁船は登録運搬船へ転載をすることが可能だが、転載の10日前迄に水産庁に『遠洋かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の国外陸揚げ等報告書』を提出する。水産庁は運搬船登録や申告内容をRTMPとVMS記録等と照会した上で確認後、清水事務所の職員がCMFにサインをし漁船へ返信する。また、CTFを作成し署名の上、漁船へFAXする。転載時はCTFを添付したCMFに転載を行う漁船の船長、運搬船の船長と地域オブザーバーが署名した上で、原本を運搬船へ渡す。運搬船は転載終了後24時間以内に、転載報告書を作成し、水産庁漁業調整課及び転載が実施された海域を管理する事務局（ICCAT又はIOTC）に送付する。また、漁船は転載申告書を15日以内に水産庁へ報告する。

国外港でのSBT転載

日本は2013年まで国外にある15港（ケープタウン、ポートエリザベス、ダーバン（南アフリカ）、ポートルイス（モーリシャス）、ウォルビスベイ（ナミビア）、マヘ（セイシェル）、モンテビデオ（ウルグアイ）、ベノア（インドネシア）、オークランド、ウェリントン、ネルソン（ニュージーランド）、釜山（韓国）、大連（中国）、スバ（フィジー）、ヌメア（ニューカレドニア））をSBT転載港として指定していたが、2014年にマプト、ベイラ、ナカラ（モザンビーク）、ホニアラ（ソロモン諸島）、ポナペ（ミクロネシア）、タラワ（キリバス）ヌクヒバ、パペーテ（仏領ポリネシア）、バルボア（パナマ）、カヤオ（ペルー）の10港を追加し、2015年現在計25港をSBT転載港と指定している。全てのSBT漁獲割当を保持している漁船は指定港での転載が可能だが、転載の10日前までに水産庁に『遠洋かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の国外陸揚げ等報告書』で報告しなければならない。また転載開始24時間より前に寄港国の当局に対し、転載量につき情報提供する。その他、寄港国の規則に従う。水産庁は運搬船登録や申告内容をRTMPとVMS記録等と照会した上で確認後、清水事務所の職員がCMFにサインをし漁船へ返信する。また、水産庁はCTFを作成し漁船へFAXする。転載時はCTFを添付したCMFに、転載を行う漁船の船長と運搬船の船長が署名した上で、原本を運搬船へ渡す。（転載した船はコピーを所持）さらに、転載終了後24時間以内に転載報告書を作成し、寄港国の当局に送付する。加えて、水産庁漁業調整課とCCSBT事務局にも送付する。また、当該転載報告書の写しは、運搬船内に保持する。（CCSBT以外のRFMOの転載報告書を使用して問題なし。）

南アフリカのケープタウンは現在、日本船が利用する頻度が最も多く、水産庁は南アフリカ政府からの要請を踏まえ、南アフリカ政府と遵守行動計画の徹底のため情報共有のプロセスを敷いている。ケープタウンへ入港する日本漁船は寄港・転載に関わらず10労働日前までに水産庁に報告し、水産庁は南アフリカ当局に対してSBT転載確認書（入港日、転載日、SBT重量報告含む）を、転載ではなく単なる寄港する際（SBTを保持している場合に限る。）にはSBT船上保持確認書（入港日、SBT重量）を3日前までに南ア政府へ発行している。南アでの転載の際のSBT陸揚げは、政府の漁業調整官の立ち会いのもと、クレーンの先に秤がついたもので魚種別に計量・陸揚げが確認され、申告した重量から15%以上の差異がある場合は、差し押さえや罰金が適用となる。

水産庁によれば、ケープタウン港以外の他国港においても日本船は転載の実績があるが、頻度は少ない（殆どない状況）という事であった。水産庁はこれらの他国港については、政府担当者の連絡先を把握しているため、CCSBTの転載決議に置ける「外国の港において運搬船にミナミマグロを転載する際には、事前にその相手国政府とコミュニケーションをとる」に際してその対応の用意はしているということであったが、実際に日本漁船が転載を行う際に連絡をとっているかは不明である。

運搬船の許可

「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」第59条別表4で「中西部太平洋条約海域、東部太平洋海域、インド洋の海域及び大西洋の海域では、登録運搬船以外の船舶に転載しないこと」と規定している。日本は、この登録運搬船のリストに運搬船を掲載することにより、運搬船に対し日本漁船との転載を実質的に許可している。登録運搬船は、水産庁のホームページで公開している。（http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/pdf/20150212list_of_carrier_vessels.pdf）
みなみまぐろの運搬をすることを希望する運搬船会社は、水産庁のHP上にある告知に応じ水産庁へ運搬登録の要請をし、水産庁は以下の条件が確認できれば、CCSBTへ報告する運搬船リストへ当該漁船を登録する。

1. 各地域漁業管理機関で定められている転載決議の遵守：船の情報に変更がある場合は報告を義務づけ、オブザーバー派遣要請書の提出、転載報告書の提出等、CCSBTの転載に関する決議「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」で規定されている事項を遵守するよう、運搬船へ告知している。
2. VMSの搭載及びVMSデータの提供：「VMSによる位置報告許諾書」を提出させ、水産庁は全てのみなみまぐろ漁船の漁船位置とともに、ほぼ毎日VMSの軌跡を監視している。

登録後の監視は、1日1回程度のVMSの軌跡確認、転載した際の転載報告書、水揚げ検査時の運搬船の入港確認等複合的なチェックを行い、疑義があれば運搬船の運航会社に確認することとしている。疑義が解消されなければ登録運搬船リストから外す事もありうる。

陸揚げ検査 (国内指定港)

日本はSBTの陸揚げ港として国内の8港を指定（東京（東京都）、川崎、横浜、横須賀、三崎（神奈川県）、清水、大井川、焼津（静岡県））し、この指定港以外での陸揚げは省令第18条により禁止している。SBTの国内陸揚げ時には、事前の陸揚げ報告に基づき、水産庁の政府検査官が陸揚げ検査を行う。タグ装着、尾数、重量、魚種等について、検量結果・CMFの記載内容とRTMPでの報告に相違がないか現物を確認する。水産庁は円滑な検査の実施、CDS等管理のために主要なまぐろ陸揚げ港である静岡県静岡市清水区に事務所を設け、現在4名が事務所に配置されている。

2014年漁期（2014年4月～2015年3月）において、実際にみなみまぐろの陸揚げが行われた各港間の比率は以下のようであった。

陸揚げ港	割合
横須賀	3.0%
三崎	5.5%
焼津	26.7%
清水	62.6%
東京	2.1%
総計	100%

(水産庁提供データ、2015)

陸揚げ検査の手順として、検査官は2人一組で陸揚げ報告に合わせて港へ赴き陸揚げ検査を行う。陸揚げ予定30分前までに、現地に到着し、陸揚げの予定を最終確認する。陸揚げが開始されるまでに、陸揚げされる漁獲物が搬入されるトラックの配置やトラック別の搬入漁獲物を確認する。SBTが漁船の魚艙より出されると、専門の荷分け人が魚を用意した搬入台へ種類別、大きさ別に魚を並べる。水産庁の検査官はみなみまぐろの所へ行き、尾数をカウントするとともにタグの装着確認と目視で魚種の確認及び決められたトラック以外に搬入されていないか確認をし、CMF等の書類やRTMPに基づくデータなどと照合する。全SBTを載せたトラックごと総重量を検量し、

トラックの空と積載後の重量の引き算で総重量を出す。SBTのグレードごとに数本の個体を一本づつ検量も行い、小秤リストを作成する。これらの重量をRTMP、CMFの報告重量と比較し、誤りがないか確認する。問題が無ければCMFの政府確認欄にサインする。秤や検量人は検定協会から派遣される許可を受けていなければならない。SBTが港に搬入される際は、検査官のみならず売り主や仲介業者、買受人など利害関係者が集まり、漁獲物の取引に誤認やミスが無いよう第3者の検量人により正確・公平性が担保されるしくみとなっている。検査結果に明確な相違が判明した場合にはその原因を調査するとともに、当該原因が判明するまでCMFへのサインは保留する。漁業者は陸揚げ時の計量証明書、小秤リスト及び仕切書等の書類を陸揚げ後10日以内に水産庁へ提出する。水産庁は漁業者、仕切り業者から後日送付されたこれらの書類を元に最終チェックを行う。

港内パトロール

水産庁清水事務所職員は、陸揚げ報告がない時も港内パトロールを行い（原則1日1回、年間200回程度）、外国船を含む検査対象船以外の陸揚げ等を監視し、無報告でみなみまぐろが陸揚げされることがないかを確認している。港内パトロールは漁船や港の関係者と普段より情報交換することにより、無報告など疑わしい行為をする会社・漁船があればそれを突き止めるよう、情報収集・違法行為の予防の役割を果たしている。また水産庁とOPRTが行うDNA検査へ協力しサンプル採取を港で行っている。

清水港以外においては、時折職員が出向き監視パトロールを行うが、これは年に数回程度であるということであった。上記の24年漁期からの港別みなみまぐろの水揚げ割合では清水港の他、焼津港で約27%の水揚げが確認されるため、港内パトロールのカバー率が清水港に集中し、他港での港内パトロールは使用港の比率に比べ、極端に少ない傾向がある。

SBTの陸揚げ後最初の売却

陸揚げ後、SBTが全て売却され、CMFの国内販売の証明欄に買い受け人の署名を受けた後、漁業調整課にCMFとCTFを提出し買い受け人はコピーを所持する。CTFはCMFにつき一枚で、全みなみまぐろのタグ番号のリストが添付されているため、複数の者が買い受けた場合にはどのタグ番号のSBTがどの買受人の手に渡ったかはわからない。つまり、CDSのトレーサビリティは個別のまぐろ商品に対し陸揚げ最初の売却時点で終了する。買い受け人がさらにSBTの再輸出をする際はCMFとCTFを添付し、輸入する国が正規の漁獲枠内で漁獲されたSBTであることを証明する必要がある。

国内漁獲量の最終確認

みなみまぐろ保存委員会はメンバー国に、委員会に報告した年間漁獲量とCDS書類による積算した年間漁獲量を比較し、5%以上の違いがある場合は原因を調査することを義務づけている。水産庁は、SBTが売却（市場のエントリーポイントにて）され、CMFを回収後、記載事項をチェックし、特にSBTの売却時の重量（陸揚げ検査時の重量（仕切書：売却時に発行された伝票等））とCMFに記載された製品重量（RTMPで報告された重量）の総計を比較し、2%以上の誤差があった場合には原因を調査し、必要があればみなみまぐろ保存委員会に報告している。

漁獲量データ等のクロスチェック

現行のシステムではログブック、科学オブザーバーデータがデータベースに入力され分析に利用可能になるのがそれぞれ約6ヶ月後、約一年後と遅くRTMPの即時データとの比較はすぐに可能にはならない。ログブックの記録とRTMPのデータはともに漁業者の報告であり、

必要に応じて漁獲終了後の総漁獲量の確認や他の確認が必要になる際に参考としてクロスチェックされる程度である。しかし科学オブザーバーが収集した情報は第三者的な立場からの情報であることから、日本は、2012年の拡大科学委員会の合意 (High-level Code of Practice for Scientific Data Verification) に基づき、2012年のデータについて日本の漁獲量、漁獲努力量、漁獲個体のサイズについて相互検証を行った (CCSBT-ESC/1309/35)。その結果、各々のデータセットの間で明瞭な相違は見つからなかった。この結果は2013年にCCSBT科学委員会に報告されている。また、その後も High-level Code of Practice for Scientific Data Verification に基づいた相互検証が定期的実施される予定である。また、相互比較作業やデータ活用を容易にするログブックの電子化を水産庁は現在試行しており、2016年度以降の実用化を目指している。

最近の違反行為と罰則の適用

近年、日本のみなみまぐろ漁業において違反が発覚し罰則が適用となった事例はない。現地聞き取りから、罰則の適用が少ない理由としては、漁業者団体が漁業者とコミュニケーションをとりつつ漁業者間の情報網を整え、漁業者の行動に異変が合った場合は団体から指導・監督を行うことで違反行為が無いように未然防止策をとっていること、港において水産庁職員が陸揚げ検査やパトロールを通じ漁業者の行動や傾向を把握し、罰則が適用される違反行為となる前に問題が是正される指導が行われているなどが考えられる。

水産庁では CCSBT メンバー国、地域漁業管理機関 や業界団体、仲買人、漁業者等各者との情報交換により、違反の可能性等を事前に把握するようにし、港内パトロールや DNA 検査時の効果を上げるため検査対象を調整することもあるようである。

2.6 世界のみなみまぐろ市場としての日本 (輸出入管理)

日本は日本漁船の生産量 (2013年: 2,694t) の約4倍の10,430t (2013年) を他国から輸入しており、世界最大のみなみまぐろの消費国・市場である。世界から多くのみなみまぐろが、最大の刺身市場を形成する日本市場へ、船や空路などの様々な経路により運ばれる。日本船が漁獲したみなみまぐろが一度国内に陸揚げされてから輸出される事もあるが、(国内港で陸揚げ検査を受けずに直接国外輸出することは禁じられている。) 日本から他国への輸出 (2011年: 1.2t) は国内漁獲分の0.05%であり、輸入に比べると輸出量は微々たるものである。一度に大量のみなみまぐろが陸揚げされるため、市場への入り口として商社等による一船買いがあるほか、市場の競りや相対により売りさばかれた後、幾多の流通ルートに乗り消費者へと渡る。

一般的に、日本国内の水産流通は複雑化しており、卸売市場を経由する場合は全国各地の卸売市場の年報で流通状況が検討できるが、卸売市場を経由しない市場外流通も多い (特に畜養の SBT は品質が概ね安定しているため市場を通した値段形成を必要としない場合が多い)。また流通形態は流動的に変化するため、市場外流通を含めた国内市場のみなみまぐろの流通量や把握は簡単ではない。これに対し、水産庁では各国からの SBT 輸入量の確認を行うほか、SBT の市場流通量のデータ収集と分析を行っている。

日本は各国から輸入し、また輸出している SBT に対し、横断的な機関・セクターの協力のもとで、CDS 制度を利用した輸出入の管理を行っている。輸入 SBT については、外国為替及び外国貿易法に基づく貿易管理に加え、まぐろ法に基づく報告義務を強化すること

で、データの徴収に努めている。水産庁資源管理部漁業調整課でみなみまぐろの正規許可船・畜養場対策確認書発行を、水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室では輸出申請書類の確認を管轄している。また、経済産業省では輸入に関する確認を行い、事前確認書の発行を担当する。水産庁と経済産業省でそれぞれ遵守事項が確認された後、最終的に輸出入許可は財務省が管轄する全国の税関で行われる。

冷凍まぐろの通関／輸入手続き：

輸入業者あるいは通関業者は、輸入通関手続きの前に、SBT を船卸し、検量を終えた後、保税運送申告をし貨物は一旦保税地域に入れられる。その間に SBT（貨物）の通関審査を受ける。

1. 水産庁漁業調整課に以下を提出し、審査の上、正規許可船・畜養場対策確認書を受け取る。
 - 「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書」（漁船名、運送方法、輸入日、販売先、魚種、重量を明記）
 - 正規許可船リスト対策または正規畜養場リスト対策確認書発行申請書
 - 「みなみまぐろの輸入に関する報告書」
2. 水産庁が発行した正規許可船・畜養場対策確認書、CMF の原本、インボイス、船荷証券、確認申請書等を経済産業省農水産室へ提出し、輸入の事前確認申請を行う。
3. 税関へは、経済産業省が発行した確認書のほか CMF の原本、検量証明書、船荷証券、インボイス、輸入申告書等を提出する。

❖ 水産庁の確認

- ・ 冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書

みなみまぐろの輸入業者あるいは通関業者は、IUU特に非加盟国船籍の船を利用した規制逃れ、正規登録船への偽装取締り強化、転載・輸入時の管理強化・監視のため、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法10条（まぐろ法）に基づき、水産庁へ「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書」の輸入10日前までの提出が義務づけられている。

- ・ 正規許可船・畜養場リスト対策確認書の発行

水産庁資源管理部漁業調整課は輸入注意事項15第45号（輸入公表3の7の（3）に基づく経済産業省の輸入に関する確認について）の正規許可船リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書（正規許可船・畜養場リスト対策確認書発行申請書）の申請を、毎週火曜日と木曜日に受け付けている。必要提出書類（確認書発行申請書、CMF、船荷証券、インボイス等の写し、SBTを漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し、転載があった場合RFMO規定の転載申告書の写し、漁船の所有者と使用者が違う場合チャーター契約書等の写し、またSBTを漁獲した漁船が台湾、フィリピン、インドネシア船籍の超低温冷凍大型延縄船の場合はそれぞれ下の特定書類の写し）を提出しなければならない。ミナミマグロに関して中国（CCSBT非加盟国）からの輸入は禁止されている。

- 台湾船籍の場合：台湾国遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公舎発行の「冷凍鮪生魚片証明書」
- フィリピン船籍の場合：OPRT Philippines, Inc. 発行の「Certificate of Proper Philippines Tuna Products」
- インドネシア船籍の場合：Indonesia Tuna Association 発行の「Certificate of Proper Indonesian Tuna Products」

これらの書類を元に水産庁では漁獲もしくは畜養された海域のRFMOの資源管理措置に反しない貨物であり、かつ正規許可船リストに掲載されている漁船により漁獲され、畜養の場合はさらに正規畜養場リストで畜養されたSBTであることを確認し、確認書を交付する。

❖ 経済産業大臣の輸入に関する確認（確認書の交付）

輸入貿易管理令により、SBTの輸入には経済産業大臣の確認を受けなければならない。経済産業省貿易経済協力局農水産室では毎週火曜・木曜に申請を受け付けているので、輸入者はそこへ申請する。「確認申請書」、貨物の数量、原産地、船籍、船積港、運送方法が確認出来る船荷証券やインボイスの写し、旗国の政府職員等が認証したサインのあるCMFの原本及び水産庁の確認書を提出する。旗国等からの輸出後に経由国がある場合は、最終経由国等の政府職員等が確認した再輸出証明書（REEF）の原本及び旗国の政府職員等が認証したCMFの写しであって最終経由国の政府職員等が確認したものを提出する。なお、旗国等で国産品として水揚げしたSBTの場合、旗国の政府職員等が認証した再輸出証明書（REEF）の写しであって最終経由国の政府職員等が確認したものと及び旗国の政府職員等が認証したCMFの写しであって、旗国及び最終経由国の政府職員等が確認したものを提出する。審査後、問題がなければ確認書を交付する。

❖ 通関・税関手続き

輸入者は税関へ輸入申告書類の他、経済産業省の確認書、CMFの原本、検量証明書等を提出し、輸入通関検査を受ける。書類審査で疑わしいことがあった際は、保税地区である輸入物が置かれた倉庫へ検査官が赴き現物検査を行う。書類審査が終わり関税を納付し輸入許可が出ると、SBT貨物は保税地域から搬出され、国内でバイヤー等に引き取られる。

❖ 輸入・運搬の報告

輸入業者は、冷凍まぐろ類を輸入してから10日以内に輸入後の販売先を含めた「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書」を水産庁に提出する。水産庁はこの報告に基づき、事前確認の際に提出された「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告」と照合し、実際の輸入実態と重量を把握している。ここで得られたデータは、報告が求められている各地域漁業管理機関に報告し、輸入データ（国別海域別魚種別輸入量）の基礎資料となる。

（冷凍まぐろ類を船舶により運搬した場合は港湾に入港した日から10日以内に「冷凍まぐろ類を運送した場合の報告書」を運搬船会社に対しても報告する事を求めている。）

生鮮（冷蔵）まぐろの通関／輸入手続き

生鮮（冷蔵）みなみまぐろは冷凍まぐろと比べ早急な対応が必要であるため、手続きは冷凍まぐろよりも簡略化されている。

1. 税関に、通常の通関手続きに係る書類に加え、旗国（又は最終経由国）の政府認証済みのサインのあるCMF原本（政府認証済み再輸出証明書／REEFを含む）を提出し確認を受ける。（水産庁、経済産業省への書類提出と確認書は必要ない。）税関に提出されたCMF（REEFを含む）は輸入日から1ヶ月以内に経済産業省農水産室へ提出されそこで保存される。CMFの内容に疑義が生じた場合には、経済産業省と水産庁とが連携し、CMF発行政府に直接又は輸入業者を通じて内容の確認及び修正依頼をしている。生鮮の航空貨物の場合は、出発地で飛行機に乗せる前に検量があるため、その重量報告を利用している。

2. その後、輸入してから 10 日以内に、『みなみまぐろの輸入に関する報告書』（CMF/REEF を添付）を水産庁漁業調整課に提出する。この報告書では CCSBT の規定上は輸出国に提供する義務の無い CTF を入手確認し、CMF との整合性を確認するため提出を求めている。CTF は協力する各国により提供されているが、提供しない国もあるため、全ての輸入みなみまぐろについて確認出来てはいない。日本では RD（丸）のみなみまぐろに限らず、輸入確認に CMF(REEF) が必要な場合は製品の形態によらず CTF の提出を求めている。

みなみまぐろの輸出

SBT を輸出するには、下表にある書類を水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室へ郵送か持参する。この申請とその確認の要領はウェブサイトで公開されている。

確認方法：水産庁は確認申請に関する書類が揃えられ、記載事項に漏れや誤りがない場合、確認のための審査を開始する。その詳細の基準は要領に載せられているが、おおむね 1. 正規許可船リスト対策・正規畜養場リスト対策に反しないものであること、2. 提出された CMF に記載された SBT の全部又は一部であることを、輸出しようとする個体のタグ番号が記載された「みなみまぐろ漁獲標識番号一覧表」の提出により、確認される。

確認後、正式な確認の権限をもつ職員が REEF に署名する。REEF には、この輸出により輸入された国での担当官がこの REEF 文書に受け取り確認の署名をする欄がある。

SBT の輸出・再輸出の審査に提出が必要な書類	
輸出（国内船が漁獲した SBT）	再輸出（外国から輸入した SBT を輸出）
<ul style="list-style-type: none"> みなみまぐろ（再）輸出証明書（Re-Export/Export After Landing of Domestic Product Form (REEF) 	
<ul style="list-style-type: none"> みなみまぐろ（再）輸出確認申請書 	
陸揚げ時に水産庁の確認を受け、買い受け人のサインのある漁獲証明書(CMF)コピー	関連する漁獲証明書 (CMF) コピー及び事前に発行された再輸出証明書のコピー
	日本へ輸入されたときの経済産業省の確認書のコピー
	日本へ輸入されたときの水産庁の正規許可船リスト対策に反しないことを証する確認書のコピー
<ul style="list-style-type: none"> CTF 及びタグ番号一覧表（SBT が丸のままの場合のみ） 	
（再）輸出対象のまぐろの陸揚げから輸出者に至るまでの全ての売買関係が確認出来る書類（売人買人双方の名称、売買日、商品名と数量/重量）のコピー	
<ul style="list-style-type: none"> （再）輸出にかかるインボイスのコピー 	
その他記載内容を確認するために必要な書類（申請内容を補足する理由書、経緯説明書等）	その他記載内容を確認する為に必要な書類（申請内容を補足する理由書、経緯説明書、輸入許可通知書等）

各国からのSBT輸入量の確認

水産庁では、輸入されるSBTについて、各国の漁獲量と日本への輸出量に矛盾がないか、財務省による貿易統計と各国からの輸入量を各国の国別割当量と比較している。

また、過去に超過があったメンバー国に対しては統計値がでるのを待たず輸入申請の際の確認書を認証する段階で、水産庁確認書発行時に申請されるその国の輸入重量を積算し、随時照合を行いつつ、輸入量が当該輸出国の国別割当量の80%程度に達した場合には、相手国にメール等で連絡し状況の確認依頼や注意喚起を行っている。過去には輸入申請量の積算がその国の年間漁獲割当を越えた国があったがその際は、当該国にその旨を通知するとともに、日本の輸入業者に対して当該国がその年に漁獲したSBTの輸入を自粛するよう要請を行った。

この輸入量積算によるモニタリングは、冷凍のみなみまぐろは水産庁に輸入申請があったみなみまぐろの原魚換算重量を積み上げているが、韓国のようにほぼ全量を洋上転載し日本に水揚げする国に対しては100%に近いモニタリングが可能である一方、一部を生鮮や、加工品で輸出するような多様な輸入形態をとる国に対しては、監視は限定的に留まっている。

みなみまぐろ漁獲量遵守リスクアセスメント

SBTの市場流通量のデータ収集と分析

日本は2010年度から国際漁業・輸入管理強化推進事業の中の輸入まぐろ類流通管理事業により、ルールを遵守していない水産物の輸入を未然に防ぐため、漁獲証明書及び統計証明書の管理・集計・分析を実施している。この中で、OPRT、NRIFS、大学等へ委託してまぐろ類輸入分析を行い、報告や統計、市場調査に基づくSBTの国内市場流通量に明確なアノマリーが無いことを確認するようにしている。

日本はミナミマグロの最大の輸入国・消費国であり、2006年以前は最大の漁獲国でもあったが、2006年のCCSBTにおいて、日本市場に流通するミナミマグロの総量が公式の漁獲量に比べて過大である旨を指摘され、CCSBTが任命した独立パネルによる日本市場での公式のミナミマグロ流通量調査が行われた結果、日本市場に流通する延縄で漁獲された冷凍ミナミマグロの総量とCCSBTに報告される延縄総漁獲量の間には、数千トンの不調和（アノマリー）が存在することが明らかとなった。その後日本は、自国延縄漁業による未報告漁獲の可能性への対応として、IQ制の導入や水揚げ検査の厳格化を進め、漁獲情報の信頼性向上を図った。その後は独自のミナミマグロ流通量のモニタリングを続けているが、独立パネルが調査した2006年当時と比べて日本国内のミナミマグロの流通実態が大きく変化していることが明らかになり、特に商社等を介した市場外取引を含む現在の流通実態についての情報整理の必要性が判明している。

これを受け、2012年までは水産庁国際課と遠洋水産研究所（現国際水産資源研究所）が市場統計値の入手と漁獲・販売タイムラグ調査を実施し、2012年以降は水産庁漁業調整課の国際漁業・輸入管理強化推進事業（国内流通実態分析事業）により、卸売市場だけでなく買付業者・輸入業者・商社等を含めた国内流通を包括的に把握するための聞き取り・アンケート調査を行った。その上で、得られた情報を総合し、過去に独立パネルが実施した手法に準じて、市場流通量から日本の漁獲量の推定を行っている。

市場外流通割合やダブルカウントの割合を変えた複数のシナリオで推定した結果、2005年以降には市場流通量からの推定値と公式の漁獲量との間の差は小さくなり、2008年には過剰漁獲の存在を示すアノマリーが見られず、日本漁船による漁獲物の過少報告を示唆するものではない。しかし、推定は多くの仮定に基づくものであり、正確な流通量と漁獲量推定を可能にするものではないことも指摘されている。

輸入・国産・加工SBTの産地偽証調査（DNA検査）

国際漁業・輸入管理強化推進事業の一部として、漁獲海域や種を偽ったまぐろ類の原魚・加工品の摘発・防止のためにDNA分析を用いた迅速かつ正確な種・産地判別方法手法の確立のための調査を行っている。平成23年度は、メバチ、キハダの冷凍（原魚と加工品）輸入の申請があった漁船延べ隻数

1,064隻のうち、年間60隻から1,500サンプルを採集し、DNA分析によりSBTが他のまぐろ種と偽装し取引されていないか調査した。

その結果、これまで台湾船一隻から小型のみなみまぐろ1個体がめばちとして搬入されていたことが判明しているが、その後の台湾当局による調査によりこののみなみまぐろがSBT割当船の漁獲物であることがわかった。（これは2015年にCCSBTへ報告する予定である。）その他にのみなみまぐろで偽装又は不正報告されていたものは見つかっていない。現在の調査では、手続き上、検査対象船又は輸入業者の倉庫へ立ち入りサンプルを入手するため検査協力への事前了解が必要であるが、余程スケジュールに無理が無い限り検査対象に選定された業者が検査承諾を断ることは無いということであった。また、事前に業界情報やパトロールなどから違反行為の可能性が指摘された場合はその漁船を検査対象に選択するなど、監視効果を計っている。また、2014年からは検査対象を国内船にも拡大して実施している。

SBT DNA調査実施数（国産SBT対象は2014年度より）		
	輸入	国産
2012	1500検体（60隻）（25体/隻）	
2013	1500検体（60隻）（25体/隻）	
2014	1350検体（54隻）	150検体（6隻）

水産庁により認識されているリスク

- 計量リスク（洋上計量と陸揚げ時計量との誤差）：洋上における計量方法の把握、陸揚げ時の個別 SBT（抽出）の重量把握による誤差の分析。

対策：水産庁は、SBT が売却（市場のエントリーポイントにて）され、CMF が提出された後に、確認のサインがルール（管理プロセス）に則ったものであるかを確認し、CMF に記載された製品重量（RTMP で報告された重量）と売却時の重量（陸揚げ検査時の重量）を比較し、2%以上の誤差については原因を調査している。

- 無報告リスク：情報収集・分析（漁獲量、混獲量、非登録運搬船への転載、まぐろの国外・国内陸揚げ予定）及び港内パトロール、流通実態調査の実施。

対策：日本はまぐろ法のもと、輸入のみなみまぐろについても全てにCTFの添付を課す（CTFの提出が困難な場合は、個体毎の重量がわかる書類の提出をまぐろ法に基づく指令書で義務づけている。）ことで、無報告漁獲物の日本市場への輸入リスクを減らす対策をとっている。また、国内陸揚げの情報収集と港内パトロールを実施している（清水港以外は限定的）。その他、加工やフィレの状態も含め魚種を偽って他のまぐろ類にまぎれてSBTが輸入されることを防ぐため、SBT以外の輸入まぐろ種（キハダ・メバチ等）対象のDNA検査を導入し始めている。

- タグリスク（タグの脱落、誤装着）

対策：国内における全ての SBT 陸揚げ時における全量検査により、本数の確認、タグの脱落、他魚種への誤装着、不正確なタグ番号等への対応を実施している。

のみなみまぐろを陸揚げする漁船は陸揚げを 10 日前までに報告した上、全ての魚種の陸揚げに水産庁の検査官が立ち会い、本数、全体重量、タグの装着、他魚種への誤装着、抽出個体の計量と RTMP 報告重量との比較を行い、問題が無い場合においてのみ CMF へ署名が行われる。陸揚げ後初の SBT の売却には CMF が必要であり、売却先からの署名のある完成した CMF は水産庁が原本を回収し、取引後の集計を行う。集計値は報告総漁獲量や国内流通量と比較する（国により限定的）。

水産庁では、国別配分量の遵守に関連する管理とモニタリングの各措置やプロセス（漁獲報告、陸揚げ、転載報告、陸揚げ検査等）において新たなリスクが判明した場合は、水産庁の検査官や関連する

管理部門等において個別措置の検討と見直しを行い、適切な解決策を取る事としている。また、毎年の個別割当に関する手続きの過程において、担当者間で検討を加えることとしている。水産庁では、SBT 漁獲量割当制度導入後に漁獲枠を超過したケースは発生していないことから、漁獲量割当の遵守・監視システムが有効に機能していると考えている。

漁獲割当遵守のための具体的な措置（漁獲報告、転載・陸揚げ報告、陸揚げ検査等）にかかる様々なリスクに関しては継続的に分析するとともに、リスクを回避するための方策を引き続き検討していく予定としている。

3. 最低履行要件の施行システム

このセクションはメンバー国の 2012 年の国別配分量に対して作成された遵守行動計画に基づく。

3.1 漁獲管理措置 CCSBT 義務 1.1 (i)

3.1.1 MPR 1.1 (i) 1. - 各メンバーの全ての国別配分量に帰属する SBT 漁獲量が、関連期間において当該メンバーの配分量を超過しない事を確保するための規則を整備する。

Summary – 日本の SBT 漁獲は漁獲可能限度量（通常みなまぐろ保存委員会の国別配分と同等）を守るよう漁獲努力量を管理している。レビュー調査対象年間 (2010 – 2015) において、日本の報告した国別配分量に帰属する SBT 漁獲量は漁獲可能限度量と国別配分量を下回っている。

Key points

- 日本の SBT 漁業シーズンは毎年 4 月 1 日に開始し 3 月末に終了する。
- 日本は 2012 年の配分量から漁獲しなかった 54 トンを 2013 年へ繰り越す事を決定し、この決定は 2013 年 5 月 30 日にみなまぐろ保存委員会へ報告された。
- 2013 年の配分量からは漁獲しなかった 9 トンを 2014 年へ繰越することを決定し、この決定は 2014 年 5 月 27 日にみなまぐろ保存委員会へ報告された。
- TAC が繰越措置や CCSBT における追加配分により増加した場合、日本は国内の漁獲可能限度量を改め、希望者／漁船への追加割当を措置する。
- 2012～2014 年に過剰漁獲は行われていないため、ペイバック措置は必要ない。

日本の漁業管理は 国別配分量に帰属する毎年の SBT 漁獲量が、みなまぐろ保存委員会で決定した国別配分量を越えないことを、SBT 漁獲量の個別割当制度及び漁獲証明書制度を含む厳格なモニタリングシステムにより確保している。

表 3 は 2010 年から 2015 年までの日本の国別配分量と漁獲量を表す。各 2010～2011 年と 2012～2014 年は漁獲量の繰越しが認められている期間である。2011～2015 年に日本は国別配分量以内の漁獲量であったため、ペイバック措置は必要ない。日本は 2012 年漁期の国別配分量から漁獲しなかった 54 トンを 2013 年漁期へ繰り越す事を 2013 年 5 月 30 日にみなまぐろ保存委員会へ報告した。また 2014 年漁期には 2014 年 5 月 26 日に 9 トンの繰越をすることを報告した。

国別配分の国内割当管理とその遵守に責任を負う政府機関として、水産庁は次の管理措置を行っている。

- ・ 国別配分量（国内で決定した漁獲可能限度量）の告示及び漁業者（個人又は会社等）別漁船別漁獲量割当。
- ・ ミナミマグロ関係法令・規則の整備（遵守事項（水産庁資源管理部長通知）の整備と関連機関への通知等）
- ・ 即時漁獲情報調査計画（RTMP）による漁獲報告制度の実施と漁獲シーズンを通じた漁獲可能限度量、個別割当漁獲量と比較したモニタリングによる割当遵守の確保。
- ・ 漁獲証明書制度の法的規則整備・執行、指導、検査、VMS・RTMP データによるモニタリング、転載・国内陸揚げの報告／確認、陸揚げ港の指定（国内 8 港に限定）、国外港の指定（海外 15 港）
- ・ 100%カバー率での陸揚げ検査実施（漁船別 SBT 全量検査）

漁獲年度	TAC 国別配分量	繰越し量	国内総漁獲限度	総漁獲量
2010*/11	2,200	0	2,200	2,083
2011*/12	2,600	117	2,717	2,585
2012/13	2,519	N/A	2,519	2,465
2013/14	2,703	54	2,757	2,694
2014/15	3,403	9	3,412	3,361
2015/16	4,847	41	4,888	(not finished yet)

表 3 日本の国別配分と漁獲量

*2010・2011 漁期の日本の国別配分量は、2 年間で 4800 トン（NZ-日本間の二国間合意に基づく NZ からの移譲 1 年当たり 139 トンを含む）、2010 年の未消化分 117 トンは 2011 年に繰越し。

3.1.2 MPR 1.1 (i) 2a(i): [以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する] 漁獲配分割当先の詳細

Summary – 農林水産大臣は指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（漁業法、水産資源保護法に基づく規則）第 57 条 により遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（以下「遠洋かつお・まぐろ漁業者」という。）で漁獲割当を申請する漁業者とその漁船ごとに、漁獲可能限度量の範囲内において個別漁獲量の割当を行う。希望された漁獲量の総量額が漁獲可能限度量より多い場合、過去 3 年の漁獲成績に応じて按分し、操業能力等を考慮して割当を決定する。日本は商業漁業のみが SBT を漁獲しており、遊魚など他セクター、混獲分等への配分は行わない。調査による漁獲死亡率は調査死亡量枠（Research Mortality Allowance (RMA)）として別途割当があり CCSBT へ報告しており、国別割当量には含まれていない。

Key points

- 日本の漁業者が SBT を漁獲するためには、農林水産大臣が発行する 遠洋かつお・まぐろ漁業の漁業許可証とみなみまぐろの漁獲割当指令書（個別漁獲割当）が必要である。
- 水産庁は漁獲可能量の限度を定めた後、個別漁獲割当の申請を受け、基本的に譲渡不可能な個別漁獲割当量として漁業者別漁船別に配分する。
- 一漁業者の所有する複数の漁船間（みなみまぐろの割当を受けたもの）のみ漁獲割当量の移動が可能である。

3.1.3 MPR 1.1 (i), 2a (ii): [以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。]; 漁獲量の毎日の記録についての取り決め

Summary – みなみまぐろを漁獲する日本漁船は漁獲の詳細を、漁期を通じ、RTMP により毎日報告することが必要である。報告されたデータは漁業情報サービスセンターが集計する。集計されたデータベースは水産庁漁業調整課において漁獲量が漁獲割当限度量を超えないよう日常業務内で漁獲状況を監視している。

Key points

- 即時漁獲情報調査計画（Real Time Monitoring Program: RTMP）により監視。
- RTMP 報告は漁業者自身が毎日報告し、CDS 制度において漁獲量の確認の情報源となる。
- 遠洋まぐろはえ縄漁業操業日誌（ログブック）の情報は必要が生じた場合データ検証の参考とされる。科学オブザーバーのデータとも 2013 年以降に相互検証が行われ、総計で明瞭な差は確認していない。これは High-level Code of Practice for Scientific Data Verification の委員会合意に基づき行われたもので、継続した措置ではない。

みなみまぐろの漁獲量はRTMPによる毎日の報告により監視されている。水産庁は漁業者に毎日の報告を義務づけることにより、その報告の即時性により報告後の改ざんを防止している。漁業者は水産庁への10日毎のログブック記録提出も義務づけられているが、ログブックの記録は漁獲割当量の監視を主な目的とするものではなく、遠洋まぐろはえ縄漁業における遵守事項の確認や漁獲物等の情報収集等のために作成を義務づけられている。必要が発生した場合はRTMPとCDMにより確認される漁獲量の総計や個別漁業の詳細確認のため、参考情報として情報の検証に利用される。

日本は2013年に2012年の漁期終了後に集計したデータセットから 陸揚げ検査で検証された RTMPデータ、科学オブザーバデータ、ログブック情報の相互検証を行った。結果、RTMPと科学オブザーバデータによるそれぞれのCPUEの比較、RTMPのオブザーバ乗船船の漁獲データとオブザーバの乗船していない船の報告データの比較において、明瞭な差は見られなかった。

3.1.4 MPR 1.1 (i), 2a (iii): [以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。]; 大型まぐろ漁船からの漁獲量の隔週報告、及び沿岸漁船からの各月報告

Summary – 漁業者は水産庁への10日毎のログブック記録提出が義務づけられている。漁船で記入されたログブックはFAX等により漁業者（船主個人又は会社等）に送付された後、郵送にて水産庁に送付・報告されている。日本漁船はみなみまぐろを遠洋漁業で漁獲しており、沿岸漁業は無い。

Key points

- ログブックの記録は漁獲割当量の監視を主な目的とするものではなく、遠洋まぐろはえ縄漁業における遵守事項の確認や漁獲物等の情報収集のため行っている。
- 水産庁は国際水研に委託しログブックのデータチェックや集計・分析が行っている。得られたデータは必要が生じた場合データ検証の参考とされる。

3.1.5 MPR 1.1 (i), 2b: [以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する] 漁獲以外のSBT死亡率を推定し、記録する

Summary – 商業漁業に関連する死亡は放流・投棄尾数で RTMP で報告されている。船では RTMP 報告のフォームに、放流・投棄したみなみまぐろの尾数をそれぞれ 20kg 以下、20kg 以上 40kg 以下、40kg 以上を目測で判断し、生死別に記入する。日本は、RTMP より JAFIC が集計・分析した放流・投棄尾数とサイズの報告結果の総計を、放流・投棄尾数として CCSBT データ交換の機会に提出している。

Key points

- 国際水産研究所は 2013 年に放流後生残率調査を行い、大まかに 91%の生残率を CCSBT 科学委員会へ報告している。
- 2014 年にはみなみまぐろの放流・投棄死亡量を推定した調査 (CCSBT-OMMP/1406/08) を実施し、平均 73%の漁船が放流・投棄数を報告しており、推定年間死亡量は 30 トンであった。
- 水産庁は放流投棄について、科学オブザーバーの集計データも利用し大まかな傾向を毎年確認している。それによると、科学オブザーバー乗船時に放流・投棄が目立って多くなったような事例は無い。
- 日本は遊漁及び他漁業による SBT の混獲はなく、これらの死亡量はなし。その他の SBT 死亡要因として、調査による漁獲がある。これは別途 Research Mortality Allowance(RMA)として割当があり、みなみまぐろ保存委員会に報告している。

最低履行要件 2b はメンバー国が漁獲に関連する全ての SBT 死亡率を管理することを求めている。日本のシステムでは商業漁業に関連する死亡は放流・投棄尾数で RTMP で報告されている。船では RTMP 報告のフォームに、放流・投棄したみなみまぐろの尾数をそれぞれ 20kg 以下、20kg 以上

40kg 以下、40kg 以上を目測で判断し、生死別に記入する。日本は、RTMP より JAFIC が集計・分析した放流・投棄尾数とサイズの報告結果の総計を、放流・投棄尾数として CCSBT データ交換の機会に提出している。放流・投棄について現状では法的に明文化された定義はなく、船上保持されずに海に戻される SBT がその時点で生存している場合を「放流」、死亡している場合を「投棄」と呼称している。混獲についても、現状では法的に明文化された定義はない。文書 CCSBT-ESC/1208/4010 によれば、2011 年には 3988 尾のミナミマグロが放流・投棄された。目測による放流魚の重量データによると、その放流魚の 79% は 20kg 未満（4 歳魚以下）の小型魚であり、死亡個体で投棄される SBT は殆どが鮫食いかシャチ食いの個体ということである。

また、国際水産研究所は 2013 年に SBT の放流後生残率を 45 個のポップアップ衛星アーカイバルタグ（PSAT）調査結果から推定した調査を行い、大まかに 91% の生残率を CCSBT 科学委員会へ報告している。また 2014 年にはみなみまぐろの放流・投棄死亡量を推定した調査（CCSBT-OMMP/1406/08）を実施し、平均 73% の漁船が放流・投棄数を報告し（他は小型の SBT でも漁獲に含めていると考えられる）ており、推定年間死亡量は 30 トンであった。

そのほか、ログブックでは商業保持漁獲量（重量実測）のほかに漁獲混獲投棄魚の尾数をすべて記録している（生死別の判断は魚類では記録しない）。SBT の分布域はおおよそ南緯 40 度以南と日本から遠く、SBT 漁獲を目的とする商業漁業のみが操業する海域であるため他の漁業によるみなみまぐろの混獲はない。日本船の操業は水産庁が VMS で監視を行っている。また、科学オブザーバーが乗船する船では混獲魚のさらに詳細な記録が取られ、魚は重量も計り記録され、結果が分析されている。

日本では、他の SBT 死亡量として SBT 漁業の調査死亡量があり、この死亡量には Research Mortality Allowance (RMA) という特別枠が設けられている。これは日本の国別割当量には含まれず、別途 CCSBT で合意され、実際の調査死亡量も毎年日本から報告されている。

¹⁰日本延縄漁業におけるミナミマグロ小型魚放流: 2011年

3.1.6 MPR 1.1 (i), 2c: 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の正確さを確保する。これには以下に掲げるものが含まれる。i. 漁業を行うメンバーについては、当該メンバーの漁船によって漁獲された SBT に対する物理的検査体制 (ii. は畜養を行うメンバーについてであり該当しない。)

Summary – 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の正確さを確保するため、日本は漁獲証明書制度を導入し、日本漁船の SBT 漁獲から市場エントリーまでの正規ルールに則ったルート各プロセスで確認体制を敷き、追跡を可能にしている。日本漁船が漁獲した SBT は輸出物も含め全て一度日本に陸揚げされなければならない。陸揚げ港は国内 8 港に限定され、陸揚げされる全ての SBT(100%)は陸揚げ検査により物理的に確認される。

Key points

- 全国内漁船の SBT 陸揚げ対象に、漁業者の陸揚げ申請に基づき、水産庁の検査官が陸揚げに立ち会い、陸揚げ検査を行っている。その際、以下を確認する。
 - 目視確認、検量（陸揚げの全量と、検査官により選択された個体）、CDS の内容・署名と RTMP、転載・寄港報告、VMS 軌跡等の照合
- 陸揚げ審査は 100%が漁業者の申請に基づくものである。
- 検査官は港内パトロールも行っているが、この実施はほぼ清水港に限られ、他港では殆ど行われない。

* 詳細は陸揚げ検査（国内指定港）と港内パトロールについての本文を参照のこと。

3.1.7 MPR 1.1 (i), 3: 全ての漁業関連の年間 SBT 死亡量は委員会と拡大科学委員会に報告され、資源評価分析に取り入れられる。

Summary -日本は SBT 死亡量データを、商業保持漁獲量と商業投棄死亡量（放流魚と投棄魚の尾数）を CCSBT 科学拡大委員会へ報告している。

Key points

- 漁業関連の SBT 死亡量は、漁獲量（商業保持漁獲量）、放流みなみまぐろ量（商業投棄死亡量）として RTMP で毎日漁業者が報告し、JAFIC が集計を行っている。
- JAFIC の集計データは国際水研で再集計、分析し、みなみまぐろ保存委員会のデータ交換で提供している。
- 日本は調査死亡量枠（RMA）として年間上限 1 トンを配分され、別途報告している。

日本は SBT 死亡量データをみなみまぐろ保存委員会科学拡大委員会へ報告している。報告日は 2011 年分：2012/4/27、2012 年分：2013/4/30。

- 商業保持漁獲量 2,465 トン(2012 年)
RTMP により報告された漁獲量の合計である。
- 商業投棄死亡量

放流・投棄個体数はRTMPの記録により収集し、国際水研が死亡データの集計・分析を行い、CCSBTデータ交換で提供されている。文書CCSBT-ESC/1208/4011によれば、2011年には3988尾のミナミマグロが放流・投棄された。目測による放流魚の重量データによると、その放流魚の79%は20kg未満（4歳魚以下）の小型魚であり、死亡個体で投棄されるSBTは殆どが鮫食いかシャチ食いの個体ということである。また死亡量の推定方法が合意され、約30トンのSBTの年間死亡が推定された。

■ その他の漁獲関連死亡量

科学的な曳縄加入量モニタリング調査による 0.325 トンの死亡量（2012 年）を報告している。これは CCSBT で認められた調査死亡枠 Research mortality allowance（上限 1 トン）に対応する。調査では加入量の把握のため SBT の耳石、筋組織、胃内容物等を収集した。遊魚による死亡量は無い。

3.1.8 MPR 1.1 (i), 4: 年間漁獲割当量の遵守を監視し、必要に応じて制裁、補正措置を取る。

Summary – 日本船のみなみまぐろ漁獲量の管理には、漁業者別漁船別割当を敷き、漁業者の自己申請による RTMP 報告を国内指定港での陸揚げ検査での検量で確認する方法を取っている。また、漁獲証明書制度を敷く事で、漁獲から洋上転載、外国港での転載や外国港寄港など、国内指定港へ陸揚げするまでの経緯を記録させ、VMS による漁船の動きの監視や RTMP 報告との一致を確認している。陸揚げ検査等の個々の管理措置は法令により管理され、違反者には罰金、懲役、漁獲割当の排除などの制裁が課されている。

港のパトロールが清水港にほぼ限定的ではあるが水産庁職員により行われている。漁業海域への漁業監視船の派遣は 2013 年度までは毎年、少数だが行われていたが、2014 年以降は使用船舶の不足等の理由により行われておらず、また実績と確認手法からは効果的な監視に寄与しているとは考えにくい。外国港の利用時は現在の所ケープタウンにおいて限定的であるが情報交換が徹底されている。

Key points

- CMF は回収後、水産庁漁業調整課で記入内容をチェックし、署名や生産・取引過程をチェックしている。
- SBT の報告重量と陸揚げ検査時の重量を比較し、2%以上の違いは原因調査を行う。
- 最近日本のみなみまぐろ漁業に関する違反が発覚し罰則が適用となった事例はない。
- CDS 制度全体が申請される漁獲量報告に基づく物であり、正規ルートを通らない意図的な違反があった場合の対応は想定されていないようである（外部にはそのように報告される）が、仮にそれがあった場合に

¹¹日本延縄漁業におけるミナミマグロ小型魚放流: 2011年

3.2. 漁獲管理措置 CCSBT 義務 1.1(ii)

3.2.1 MPR 1.1 (ii), 1a: 繰越について事務局に通報する前に、正確で、確認済みで、頑健な国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の最終値が利用可能となる、そして繰越措置の採択及び利用に関する報告が総漁獲量の計測及び確認に関する説明文とともに、拡大委員会への年次報告書に含まれる。

Summary –

以下 3.2.2 に同じ。下記参考のこと。

3.2.2 MPR 1.1 (ii), 1b: 事務局長は、次の割当年の開始から 60 日以内に、終了済みの割当年にかかる漁獲量について、次の割当年に置ける利用可能な漁獲量の制限（配分量+繰越量）とともに、正式な通報を受領する。

Summary – 日本は配分量（2689 トン）+繰越量（54 トン）の報告を 5 月 30 日に委員会に正式に通報した。

日本の漁業管理は国別配分量に帰属する SBT 漁獲量が国別配分量を越えないことを、漁獲量の個別割当制度と漁獲証明書制度を含むモニタリングシステムの遂行により確保しており、調査当該年度に国別配分超過は起こっていない。また、繰越措置の利用に関する報告が漁獲量の計測や確認に関する説明文とともに報告されている。

日本のみなみまぐろの漁獲年度は 4 月 1 日から 3 月末日までであり、日本は 4 月 1 日から 60 日以内の 6 月 1 日までに正式な配分量+繰越量の通報を委員会へしなければならない。日本は昨年漁期の未漁獲分 9 トンを繰越する事を必要要件の通り 2014 年 5 月 26 日に委員会へ報告し、CCSBT 事務局からもその旨回章されている。

3.3 許可運搬船記録 1（転載決議の一部）（CCSBT 義務 2.3 (i) + (ii)）

(i) メンバーは、CCSBT 事務局長に対し、自国の LSTLV から洋上転載物を受け取ることを認められた運搬船のリストを提出しなければならない。

(ii) 各メンバーは、最初の CCSBT 運搬船記録が作成された後、CCSBT 運搬船記録への追加、削除及び/又は修正が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。

MPR 1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。

- a. 自国の許可漁船（LSTLV）から洋上転載物を受け取る各運搬船に許可を与える
- b. 許可運搬船が、以下に掲げる義務を遂行することを確保する（転載監視履行義務3.3を参照）
 - i. オブザーバーに対して、乗船を許可し、宿泊設備を提供する
 - ii. オブザーバーの職務を遂行するために彼らと協力する
 - iii. オブザーバーに対して、決して干渉したり、影響を与えたりしない
- c. 許可運搬船に関して、許可を受けた日から 1 か月以内に、かつ、実際に転載を実施する前に、必要な情報を事務局長に提出する
- d. 全ての更新情報を、直ちに、当該変更が生じた日から 1 か月以内に、かつ、実際に転載を実施する前に事務局長に提出する

- e. 全ての許可及び更新情報について、CCSBT 許可運搬船記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段で事務局長に提供する

Summary –

日本は CCSBT の転載に関する決議の遵守義務を SBT の運搬船へ課し、了承が確認出来る運搬船を登録し、CCSBT 事務局へ報告している。

Key points

- ・ 日本は許可を受けた SBT 漁船から SBT を運搬する運搬船を「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」第 59 条別表 4 に基づく登録運搬船リストに掲載（水産庁ホームページでも公開）することで、日本漁船と転載することを実質的に許可しており、リストに掲載された運搬船を CCSBT に報告している。
- ・ 日本は許可した運搬船に転載オブザーバー派遣要請を洋上転載を行う海域を管轄する地域漁業管理機関（SBT を洋上転載する場合は IOTC 又は ICCAT）へ行き、IOTC 又は ICCAT は、運営する転載オブザーバープログラム中の地域オブザーバープログラムから中立にオブザーバーを派遣している。なお、CCSBT は、IOTC 及び ICCAT と MOU を締結しており、両機関のオブザーバーは、CCSBT のオブザーバーを兼ねている。許可運搬船は CCSBT の転載に関する決議の遵守義務に従いこの派遣プログラムに従い受け入れを行う。
- ・ 水産庁は登録運搬船の情報に変更があった際はその都度、データ提供様式を利用して事務局へ報告している。

3.4 許可運搬船記録 2（転載決議の一部）（CCSBT 義務 2.3 (iii)）

- iii. 洋上転載を認められた運搬船は、漁船監視システム(VMS)の搭載と稼働が要求されなければならない。

MPR 1. 以下に掲げる場合においてのみ運搬船に洋上転載の許可を与えることを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。

- a) 当該運搬船について、運用可能なVMS が既に搭載されているか、又は許可前及びSBT の転載前に運用可能なVMS が搭載されること。
- b) VMS の送信頻度が、転載作業を示すのに十分なものであること。
- c) VMS が想定される環境下で有効に機能すること。

Summary

水産庁は SBT の運搬船登録の許可を要請する運搬船に「VMS による位置報告許諾書」の提出を許可の条件の一つとしている。

運搬船は許可申請の際にVMSによる位置報告許諾書を水産庁へ提出する。これには、担当者への連絡先、船名、インマルサット・アルゴスのID番号、登録ユーザ名、型式、所属団体、位置通報開始予定日、操業海域を書かなければならない。

運搬船の動きも、許可漁船の動きと同様に水産庁に設置するVMS確認証のモニターに映し出され、運搬船のみの軌跡などを選択表示でき、毎日監視されている。

3.5 漁獲証明制度 1 (CCSBT 義務 3.1 A (i) - (v))

A. 義務（一般）

- i. 全てのメンバーは、みなみまぐろ(SBT)のためのCCSBT CDSを実施し、この決議において規定される全てのSBTに関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDSは、CCSBT CDS文書の作成及びSBTへの標識装着を含む。
- ii. メンバー/OSECの管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出について、全てのSBTは、漁獲モニタリング様式、また必要な場合には少なくとも1つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式が、添付されなければならない。この要件の免除は認められない。ただし肉以外の魚体の部位（すなわち、頭、目、卵、内臓、尾）については、文書なく輸出/輸入することができる。
- (iii. 日本では畜養は行われていない。)
- iv. CCSBT CDS文書は、固有の番号が付されていないなければならない。
- v. 適当な当局は、漁獲標識様式の証明の部を記入しなければならない。

MPR 1a. 許可蓄養場、漁船及び運搬船の全ての所有者及び事業者/操業者/運行者、並びに SBTにかかわる全ての加工業者、輸入者、輸出者、再輸出者は、CCSBTの義務を認識する

MPR 1b. 関連する CDS 文書を SBT に添付する。これには、以下に掲げるものが含まれる

- i. 全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出については、漁獲モニタリング様式（CMF）
- ii. 国産品として水揚げされその後輸出される SBT の全ての輸出、及び輸入された SBT の全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式（REEF）。いかなる REEF も輸出される SBT に関して関連する CMF の写し及びこれまでに発行された全ての REEF の写しが添付されなければならない。
- iii. メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全ての SBT の移送については、蓄養移送様式（FTF）（日本は畜養を行っていないので非該当）

Summary – 日本はホームページ等で SBT の所有者及び事業者/操業者/運行者、並びに SBT にかかわる全ての加工業者、輸入者、輸出者、再輸出者は、許可申請の際に SBT 漁業とその漁獲物を扱うことについての義務を通知しており、所定のフォームがなく輸出入を行うことは許可されていない。

Key points

- SBT 漁業の漁業関係者は水産庁より「みなみまぐろ遵守事項」等の遵守規定が通知され、CDS の記入フォームやタグを所属漁業者団体を通じて配布し、CDS 制度の遵守指導・周知を行う。SBT を転載、輸入・輸出・再輸出する際は適切な記入のある CMF 文書の添付なしに許可されない。

3.5.3 MPR1c. CDS の証明義務を有する全ての者は、文書を証明するための要件を規定する。これには、以下に掲げるものが含まれる。i. 漁獲標識様式（CTF）の証明者は、天然 SBT については漁労長又はその他適当な当局とし、蓄養 SBT については蓄養業者又はその他適当な当局でなければならない

Summary –

CTF に署名するのは船長又は漁労長と水産庁の担当者又は担当の権限を与えられた者である。

- 3.5.4 MPR 1d. SBT の曳航及び蓄養に関与する全ての者は、以下に掲げる事項を実行するための手続を定める。**
- i. 各漁船による漁獲に関して、以下に掲げる項目を記録する（SBT の数量と重量）
 - ii. 各漁期終了時において SBT が CMF に記録される前に、これらの記録を利用して、蓄養活け込み様式を完成させる

Summary –

日本は蓄養を行っていないためこの項目は該当しない。

- 3.5.5 MPR1e. 証明手続の遵守状況が検証される**

Summary –

水産庁は RTMP と VMS の日々のモニタリングに加え、CTF 発行時、転載報告などで報告内容を確認し、陸揚げ検査で SBT 全量の計量・目視検査を行っている。最初の買い受け後、CMF は回収され、漁獲報告との差異が無いことを確認する。CMF には正式な署名が各段階でされていることを確認する。

- 3.5.6 MPR 2. CDS 文書作成の例外を適用する場合（遊漁に関する義務 3.1A(ii)に基づいて認められるもの）には、いずれも場合においても、以下に掲げる事項を行わなければならない。**
- a. 明確に許可され、かつ、かかる決定が事務局長に通報されること
 - b. 関連するリスク管理戦略を策定し、これらに関連する死亡が明確にされ、かつ、遊漁による漁獲物が市場に出回らないようにすること

Summary –

日本は SBT の遊魚を行っていない。

- 3.5.7 MPR 3. 全ての CDS 文書に固有番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。**

Summary – CMF には漁船の信号符字と採捕の順序を示す通し番号を含む固有の書類番号が付与される。全プロセスを経た CMF は水産庁が回収し、記入内容と全漁獲量を他の漁獲量データと比較・照合する。

3.6 漁獲証明制度 2 (CCSBT 義務 3.1 A (vi) A. 義務 (一般))

- vi. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに (SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合) SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。

- 3.6.1 MPR 1. いかなる場合においても、転載を行う日において、CCSBT 運搬船記録上にある許可を受けた運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。

Summary –

国内船からの SBT の転載 には事前に転載報告をした際に水産庁から得た漁船の登録・許可番号を伴う CMF/CTF にオブザーバーが署名する。転載後はオブザーバーの署名入り／登録船番号入りの転載報告書の水産庁へ送付する。

- 3.6.2 MPR 2. 以下に掲げる事項を禁止するための規則を策定し実施する。a. 非許可漁船/運搬船によって漁獲された又は転載された SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出 b. (日本は畜養をしていないため非該当)

Summary –

国内船からの SBT の陸揚げには漁船の登録・許可番号を伴う陸揚げ予定報告書、転載には転載前の申請とオブザーバーの署名の必要な転載後報告書、輸入時には漁船・運搬船の登録番号、信号符字が記されて漁獲 (畜養) 国の政府職員が署名した漁獲証明書、経由国の政府職員が署名した再輸出証明書、正規許可船リスト対策又は正規畜養場リスト対策に反しない貨物であることを賞する水産庁の確認書の原本、輸出・再輸出時は、輸出するみなまぐろの売買関係書類が必要である。

3.7 漁獲証明制度 3 (CCSBT 義務 3.1 B (vii) - (ix)) B. 義務 (CDS 文書の修正)

- vii. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる¹²。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。
- viii. 上記に従って変更が加えられた文書¹³は、他のメンバー/OSEC に配布するため、事務局長に提供されなければならない。ix. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。

¹² ただし、漁獲標識様式については、メンバーの裁量で、追加情報を含めるべく変更することができる。

¹³ 漁獲標識様式への追加を除く。

3.7.1 MPR 1. 事務局長は、この決議に関して、提案された様式の変更が最小限のものであるか、又は大幅な変更であるかについて、メンバーと相談して決定する。

Summary –

日本は陸揚げ時に一隻の漁獲物を複数の買い受け人が最初の受取人となることがあるため、全ての買い受け人を一枚の CMF に記録出来るよう国内販売証明欄の受取人欄を増設した。日本はこのことを 2015 年 4 月より適用する CDS と CTF について 2015 年 1 月 13 日に CCSBT 事務局へ報告し、事務局はこれを受け 1 月 19 日に変更内容をメンバーへ回章した。

3.7.2 MPR2. データが連続性を有していることを確保し、事務局によるデータのアップロードが可能となるよう、修正後の文書は承認された様式との互換性を維持する。

Summary

修正後の文書は承認された様式と互換性を保つものである。

3.7.3 MPR3. 修正後の文書は、修正箇所が明確に分かるようにした上で、遅くとも使用の 4 週間前までに、電子的な手段によって、事務局長に提供する。

Summary

日本はこのことを 2015 年 4 月より適用する CDS と CTF について、凡そ 2.5 ヶ月前になる 2015 年 1 月 13 日に CCSBT 事務局へ電子的な手段により報告し、事務局はこれを受け 1 月 19 日に変更内容をメンバーへ回章した。

3.8 漁獲証明制度 4 (CCSBT 義務 3.1 C (x) – (xii)) C. 義務 (標識装着)

x. メンバーは、下記の「3.1 C xv」に掲げる 3 つの状況を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に個別に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。xi. 漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び体重測定は、SBT が冷凍される前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。xii. 漁獲モニタリング様式に記載される全ての SBT に対して漁獲標識様式が作成されていなければならない。MPR 1. 以下に掲げる事項を含む CCSBT 漁獲標識計画要件を遂行することを確保するために運用制度及びプロセスを策定し実施する。

3.8.1 MPR1a. 全ての SBT 標識が、CDS 決議別添 2 第 3 パラグラフで規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する

Summary –

オーストラリア以外の CCSBT メンバー国が使用する SBT 標識の製作は CCSBT がまとめて CCSBT の仕様基準に基づき製造発注している。発注先の「田中船用品」は要請に基づき、国内の漁業者組合へ納品し、国内漁船はそれを使用している。

- 3.8.2 MPR1b.** 以下に掲げる者への SBT 標識の配布について記録する i. SBT を漁獲又は蓄養することを許可された者 ii. 3.1 C xv」及び「xvi」に規定される特別な状況に対応するために標識を受領した者（該当する場合）

Summary

SBT 標識は日本かつお・まぐろ漁業者組合と日本遠洋かつお・まぐろ漁業者組合が漁業者に十分に配布し、配布量を記録している。余った SBT 標識は年度末に焼却処分している。

- 3.8.3 MPR1c.** 漁船に取り込まれ、捕殺された全ての SBT（偶発的に混獲された SBT も含む）、又は蓄養場から水揚げされ、捕殺された全ての SBT（ただし、「3.1 C xv」に掲げる特別な状況が適用される場合を除く。）に対して適正な標識を装着することを要請する

Summary –

水産庁は指定省令 58 条の中でみなみまぐろへの適正な標識の装着を義務づけている。漁業者団体はこれを受け、漁業者のこの遵守を監督・管理している。

- 3.8.4 MPR1d.** 各魚体への標識装着は、捕殺後可能な限り直ちに行うよう要請する

Summary –

水産庁が配布するみなみまぐろ遵守事項により、漁業者はみなみまぐろを漁獲した場合、冷凍保存前に体調を計り、内臓と尾を除去し重量を計量するとともに、雌雄を判断し、指定省令 58 条により、漁船の信号符字及び採捕順序番号が記載された標識を漁獲順に SBT に装着することが決められている。

3.8.5 MPR1e. 捕殺時以降できる限り速やかに各魚の詳細情報が記録されることを要請する。これには、月、海区、漁法のほか、SBT が冷凍される前に測定された体重及び体長が含まれる

Summary –

3.8.4 の通り、SBT は冷凍保存前に体長、重量を測定し、付属する漁獲証明書には捕獲日、海区、漁法など詳細の情報が記載される。日本は標識と同じそれらの情報を記した紙を魚体にも張り付け、魚体ごとに一目で読み取りやすくしている。

3.9 漁獲証明制度 5 (CCSBT 義務 C 3.1 (xiii) - (xviii))

xiii. 標識装着計画は、CDS 決議別添2 に定められた手続及び情報に関する最低基準を満たさなければならない¹⁴。xiv. メンバーは、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。xv. メンバー/OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。a. 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる。b. CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。c. 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。xvi. 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。xvii. メンバーは、事務局長に対し、水揚げ後 7 日以内に、「3.1Cxv(b)」、「xv(c)」又は「xvi」に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び「3.1Cxvi」については従前（判明している場合）の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。xviii. メンバーは、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

3.9.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を実施するために運用制度及びプロセスを策定し実施する。a. CDS 決議別添 2 に規定される手続及び情報に関する基準を満たす b. SBT 標識の許可されない全ての使用を特定する c. 標識番号の全ての二重使用を特定する d. 標識が装着されていないまま水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出される全ての丸の状態の SBT を特定する（義務「3.1C xv 及び xvi」に規定される場合を除く） e. 国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを確保する f. 違法 SBT が市場に流通する機会を低減させるためのリスク管理戦略（ランダムサンプリング又はリスクに基づくサンプリングを含む）が実施されていることを確保する

¹⁴これには、標識に関する最低基準及び標識に関連する情報の要件が含まれる

Summary –

日本は国内船の漁獲した SBT の陸揚げ検査において SBT のタグの装着を目視確認している。また CTF を発行・確認している。また特に清水港では頻繁な港内パトロールを行い、違法な SBT の取引がないよう監視している。輸出入管理に関しては CDS 書類を含む書類審査が主体である。

Key points

- 標識が装着されていないまま水揚げをすることは禁じられており、陸揚げ検査において全みなみまぐろが目視確認される事になっている。転載時は転載報告書にタグ番号の記入されたCTFが必要である。
- 輸入時はCTFの提出を求め、輸出時はHP掲載の別紙様式3によりタグ情報を提出させ書類上の確認を行っている。
- 魚種の偽装を検証するためキハダ、メバチまぐろを対象にランダムな選定により、またはリスクに基づき対象を絞り、DNA検査を行っている（調査の実施には事前合意が前提ではある）。
- SBTの輸入、輸出に業者や通関時の検査官が丸の状態のSBTの全てにタグが必要であることの周知がされているか、またその効果は不明。輸出入時の物理的確認をする検査官にタグの認識は無いようであった。

3.9.2 MPR 2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。 a. 事業者/操業者/運行者による上記 1.a-f の管理措置の遵守状況を監視する b. 非遵守が確認された場合に事業者/操業者/運行者に制裁措置を科す c. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例（「3.1Cxv」及び「xvi」の特別な状況によるもの）の全てを事務局長に報告し、その後は出来る限りこのようなことを繰り返さないようにする。

Summary –

水産庁は検査や監視、書類確認などで書類の記載内容や検量結果に違いが判明した際はその原因を調査し、不正があった場合は適合する罰則を課すとともに委員会へ報告する。（近年、実際に罰則が適用された事例はない。）

3.10 漁獲証明制度 6 (CCSBT 義務 3.1 (xix) - (xxi) D. 義務 (確認 (Validation)))

xix. CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー/OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同じであってはならない。xx. メンバー/OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない（政府職員及び個人がCCSBTCDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、印鑑又は標章の印影見本及びCCSBT CDS 文書の確認権限の委任を受けた全ての者のリストを含む）。メンバ

一/OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。xxi. CCSBT CDS 文書は、規則に則り、以下に掲げる者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。a. 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバーの政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバーの権限を有する当局若しくは機関 b. CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー c. 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府職員 d. 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー/OSEC の政府職員

- 3.10.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。a. 蓄養活け込み様式、漁獲モニタリング様式及び再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式を確認する確認者に権限を付与する。

Summary –

漁獲モニタリング様式及び再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式は水産庁職員が確認を行い署名している。

- 3.10.2 MPR1b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された者であること ii. 検査、監視及び報告に関する要件を含め、自身の責任を認識していること iii. 当該権限が誤用された場合に適用される制裁措置を認識していること。

Summary –

漁獲モニタリング様式及び再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式は水産庁職員が確認を行い署名している。職員はその責任、権限の誤用に関する措置を公務員制度の中で理解している。CMF に署名する転載オブザーバーはその派遣機関が行う派遣前訓練により、各自の責任を認識している。

- 3.10.3 MPR1c. 適切な者が、所定の欄に署名及び日付を記入して、各種の CDS 様式を証明する。

Summary – 輸出入審査、転載、陸揚げの際に、適切な者が確認を行っている

- 3.10.4 MPR1d. 同一の CDS 様式中、同じ者が情報の証明及び確認の両方を行わない。

Summary –

漁獲モニタリング様式は回収され、全ての署名が適切な担当者によって行われたか、確認している。

- 3.10.5 MPR1e.** 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する。i. 全ての確認者に関する詳細情報（義務「3.1 D xx」に規定する情報を含む）。かかる情報は、常に最新なものとしておく。
ii. 確認者リストから削除された確認者個人については、その削除が行われた四半期の末日までに、当該個人にかかる情報。

Summary –

水産庁は毎年確認者のリストを作成し常に更新し CCSBT へ届け出ている。また SBT の管理に担当する政府職員に異動があった場合、その都度変更を報告している。

- 3.10.6 MPR1f.** 以下に掲げる状況においては、確認が行われないことを確保する i. 確認を行おうとする者に関する最新の詳細情報が、事務局長に十分に通知されていない場合 ii. 確認を行おうとする者の確認権限が無くなっている場合。

Summary –

SBT の管理・報告に携わる政府職員やその他の職員は CCSBT 事務局に報告されており、その他の権限の無い者は基本的に SBT に関わる報告書や報告フォームへのアクセスができない。

- 3.10.7 MPR 2.** 確認者のパフォーマンス（遵守及び効果）を監視するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。

Summary –

転載報告、漁獲モニタリング様式及び再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式の確認の署名はその都度水産庁職員が確認している。

3.11 漁獲証明制度 7 (CCSBT 義務 D 3.1 (xxii) - (xxv))

xxii. 貨物の全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT であるのものについて、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただし、SBT が更にフィレやロイン等に加工され、もはや標識が必要でなくなった場合を除く）の確認又は受け入れをしてはならない。

xxiii. メンバー/OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要とされる文書の一部又は全てがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合、又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。

xxiv. メンバー/OSEC は、CCSBTCDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。

xxv. メンバーは、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。

3.11.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を確実に実施するための運用制度及びプロセスを実施する。 a. 以下に掲げる場合においてのみ CDS 様式が確認される i. 当該様式に記載される SBT の全てに標識が装着されている場合（加工が行われることによってそれ以降の標識装着が必要でなくなった場合を除く） ii. 蓄養 SBT については、当該日に蓄養場記録において許可登録されている蓄養場から収穫された SBT の場合 iii. 天然 SBT については、当該日において旗国であるメンバーから許可を受けている漁船によって漁獲された SBT の場合。

Summary –

国内漁獲分は CMF, CTF の確認のほか、陸揚げ検査時に全ての SBT にタグが装着されていることが政府職員により確認される。また 輸入 SBT については、旗国政府の許可を受けている漁船によって漁獲されたことを示す CTF を輸入申請時（生鮮の場合は輸入後）に提出を求めている。（豪州については輸出国に提出する義務はないことを理由に提出しないため、個体の重量を書類で確認しているということであった。）

3.11.2 MPR1b. 転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出にかかわらず、全ての SBT の貨物に対して確認済みの文書が添付される c.（国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出に関して）確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない。

Summary –

SBT の転載、陸揚げ、輸入、輸出、再輸出の際には確認済みの CMF と CTF が必要である。

冷凍みなみまぐろの輸入通関時には、外国為替及び外国貿易法に基づく輸入公表 3 の 7 (3) による経済産業省発行の事前確認書、漁獲証明書 (CMF)、検量証明書とその他の輸入申請書類がないみなみまぐろは輸入許可出来ない。生鮮・冷蔵みなみまぐろの輸入には事前確認書は必要でなく、通関時に税関に対して CMF 又は REEF を提出する。これに加えて、水産庁はまぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づき、「みなみまぐろの輸入に関する報告書」を求めており、冷凍の場合は、輸入しようとする 10 日前までに、生鮮の場合は輸入後 10 日以内に、本報告に加えて各国が発行している CTF の提出を求めており、CMF と CTF の整合性もあわせて確認している。（豪州については、政府が輸出国に提出する義務はないとしているため提出されない。）

3.11.3 MPR1d. 以下に掲げる場合、確認は行わない。 i. 確認者への権限付与にかかる手続が正しく実施されていない場合 ii. 当該 CDS 様式において不備や矛盾が発見された場合。

Summary –

日本は SBT 文書の確認を行う政府職員が直接、その権限を付与され業務を遂行している。担当者の変更は CCSBT へ報告されている。CDS 書類の確認中不備や矛盾が発見された場合、その原因を調査するとともに誤報告があった場合 CCSBT へ報告している。

3.11.4 MPR 2a. メンバーが、SBT 製品を CDS 文書と照らして確認するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。これには以下に掲げる事項が含まれる。a. 確認すべき様式中のデータを以下に掲げるものと照合することで、全ての CDS 文書が、完全で、適正で、かつ明らかに不正確な情報が含まれていないことを確保することを通じて、情報の正確さをチェックする要件。i. 先行する CDS 様式上のデータ（漁獲標識様式を含む）ii. 関連する許可蓄養場、漁船又は運搬船のリスト iii. 当局によるあらゆる物理的検査の結果。

Summary –

水産庁は漁業者が提出する CMF、CTF を 職員自ら複数体制で確認を行い、署名している。正規許可船リスト、みなみまぐろの漁獲割当分量、RTMP との照合も行っている。陸揚げ検査後 CDS の回収後、全記入項目の確認も行っている。

3.11.5 MPR2b. 全ての不整合又は不正確な情報のメンバー取締り当局への通報。

Summary –

陸揚げ検査や回収した CDS の確認中、不整合や不正確な情報があった場合、その理由を調べた上、入力ミスなどの誤植以外の人為的なものは事務局へ報告している。

3.12 漁獲証明制度 8 (CCSBT 義務 E. 3.1 (xxvi)) E. 義務 (文書の保持及び提出)

xxvi. メンバー/OSEC は、受領（回収）した全てのCCSBT CDS 文書の原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を保持しなければならない。メンバー/OSEC は、発行したCCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。

3.12.1 MPR 1. 文書及び/又は、スキャナーによって作成した電子コピーは、その文字の判読に支障を来すことのないような状態で、機密性が確保された場所において、最低 3 年間保存される。

Summary –

水産庁では受領した CCSBTCDS 文書の原本、発行した CDS 文書の写しを電子媒体で最低 3 年間保存している。また経済産業省では輸入にかかる CMF 及び REEF の原本を紙媒体で 6 年間保存している。

3.13 漁獲証明制度 9 (CCSBT 義務 E. 3.1 (xxvii) + (xxviii))

xxvii. これら 回収した CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない。

xxviii. 記入が終了し提出済みの CDS 関連書類は、旗国であるメンバーに提供され、CDS 文書の情報は、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。このほかの全ての様式は、様式原

本の写し又は様式の全ての情報を含む電子様式のいずれかによって、事務局長に送付されなければならない。

3.13.1 MPR 1. メンバー国の漁獲によって発行された、又は輸入を行う若しくは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従って事務局長に提出する。

- a. 1 月から3 月までに発行又は受領した文書－6 月30 日まで
- b. 4 月から6 月までに発行又は受領した文書－9 月30 日まで
- c. 7 月から9 月までに発行又は受領した文書－12 月 31 日まで
- d. 10 月から12 月までに発行又は受領した文書－3 月 31 日まで

Summary –

日本は期限までに遅延無く指定された CDS 文書の写しを提出している。

3.13.2 MPR 2. 漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。

Summary –

日本は、CCSBT のウェブサイトより規定の様式（エクセルファイル）をダウンロードした上でメールで提出している。

3.14 漁獲証明制度 10（CCSBT 義務 3.1 (xxix) + (xxxi)） F. 義務（CDS 文書の確認）

xxix. メンバーは、その権限のある当局又はその他権限を付与された者若しくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人若しくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。

xxx. メンバーは、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。とりわけ、メンバーは、入手可能な情報を利用し、事務局長による報告書の照合を行わなければならない。

xxxi. メンバー/OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長及び関係するメンバー/OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。

- 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合
- CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合

3.14.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。a. 個人又は機関に対して、確認（verification）手続の実施に対する明確な責任を付与する b. CDS 文書を確認（validation）又は証明した個人が、同一の CDS 文書の確認（verification）手続を行わないことを確保する

Summary –

CDS 文書の確認をする権限をもつ担当者はリストにて CCSBT へ報告されている(Validator list)。水産庁は CDS の署名が正しく行われていることを回収後確認している。

- 3.14.2 MPR 2a.** 以下に掲げる事項を含む、確認のための運用制度及びプロセスを策定し実施する。船舶並びに輸出、輸入及び市場施設のサンプルを、必要に応じてリスクに基づき対象を絞って、選別し検査する。この検査の目的は、CDSに関する規定が遵守されていることの信頼性を与えるものでなければならない。

Summary –

日本は国内流通実態分析事業の中で、外国船（26年度からは日本船も対象）を対象に、リスクに基づき対象を絞り、主にメバチと偽ってみなみまぐろを搬入していないか調査する輸入・国産・加工SBTの産地偽証調査（DNA検査）を行っている。水産庁は毎月2回、市場でのタグ調査を行いみなみまぐろが正当なタグが取り付けられ、正当な情報を記載しているか（記載された情報とRTMPでの報告が整合するか）確認している。

- 3.14.3 MPR2b.** 少なくとも6か月ごとに、CDS文書から得られた情報をレビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が含まれる i. CDS 様式上のデータの完全性をチェックし、受領した CDS 様式上のデータの整合性を他の情報源と照合する ii. 事務局長による CDS にかかる6か月報告書から得られたデータを照合する iii. 全ての不調和を分析する。

Summary –

日本は継続的に提出された CDS 文書の内容を確認しているが、定期的な、また総合的な内部レビューの機会を特設していない。毎年の漁獲が終了後の CDS を全漁獲高と RTMP、オブザーバーデータなどを必要性に応じ、整合性をチェックしている。

- 3.14.4 MPR2c.** 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する、そして **Mpr2d.** 全ての不正行為を改善する措置を講じる。

Summary –

日本は、疑われる又は発見された不正行為に対しては全て調査を行っているが、措置や改善は各セクションが中心となり必要に応じて検討されている。

- 3.14.5 MPR2e.** 疑義がある又は不完全な若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、事務局長及び関連するメンバー/OSEC に通報する。

Summary –

陸揚げ検査や輸出入の確認書申請や通関手続き等 SBT 貨物について懷疑又は不完全な CDS 文書があった場合は必要に応じ物理的検査を含む調査を行い、必要に応じて CCSBT 事務局へ報告している。

- 3.14.6 MPR2f. 重大な不正行為にかかる全ての調査については、これを事務局長に通報し、遵守委員会への概要報告書に含めることができるようにする。この通報には以下に掲げる事項の報告が含まれなければならない。**
- i. 調査開始（この通報が当該調査を阻害しない場合）
 - ii. 調査開始から 6 か月以内に、進捗状況（この通報が当該調査を阻害しない場合）
 - iii. 調査終了から 3 か月以内に、最終結果。

Summary –

日本はデータを CDS 文書の報告内容・署名を確認し、回収後に全報告の総計を他のデータとクロスチェックし相違があれば原因を調査するとともにこれを報告している。これまで重大な不正行為は見つかっていない。

- 3.14.7 MPR 3. 確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない（国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出）ことを確保する。**

Summary –

日本は SBT は確認済みの CDS 文書が添付されていない SBT は陸揚げ、輸入・輸出することが出来ない確認・審査体制を整えている。

3.15 洋上転載監視計画 1 (CCSBT 義務 3.3 (i) – (v))

- i. メンバーの主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国/漁業主体の事前許可が条件となる。
- ii. メンバー、自国に置籍する LSTLV が以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。
 - a. LSTLV は、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、遅くとも予定している転載の 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない
 - 転載を行う LSTLV 及び受け取る運搬船について、その船名及び CCSBT 登録番号
 - 転載される製品のトン数
 - 転載の日時及び位置
 - SBT 漁獲の地理的位置
 - b. 当該 LSTLV は、旗国である国/漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、同船の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない

- iii. 転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。
- a. CCSBT 事務局及び当該LSTLV の旗国であるメンバーに対し、転載終了後24 時間以内に、当該船舶のCCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。
 - b. 水揚げが行われる国/漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの48 時間前に、当該船舶のCCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。
- iv. メンバーは、CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船にCCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない¹⁵
- v. 船舶は、事務局長に適切に通知された「不可抗力」の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをともしない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。
- 他に特段の規定がない限り、許可漁船（LSTLV）の旗国は、セクション3.3において規定する最低履行要件を満たす責任を有する。

- 3.15.1 MPR 1a.** 以下に掲げる事項を実施することを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。LSTLV に関して、許可に関する文書（LSTLV の船長又は船主から提供された転載の詳細を含む）が転載実施前に利用可能であること。

Summary –

許可運搬船リストは CCSBT に日本から報告されている。転載を行う運搬船は 国外陸揚げ報告書（変更届）を転載の 10 日前までに提出し許可を受けていなければならない。

- 3.15.2 MPR1b.** 転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザーバーの職務の履行に関連する協力を行う義務を遂行する（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3 を参照）。

Summary –

運搬船は運搬船の許可登録船リストに載るとともに、CCSBT 規定に則り転載を行う 2 ヶ月～15 日前までに水産庁（/所有者）から CCSBT オブザーバー派遣要請を行い、CCSBT(IOTC/ICCAT)が運営するオブザーバープログラムに従うことを承諾する。

- 3.15.3 MPR 2.** 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則を整備する。a. 全ての SBT 転載について事前許可を受けていること b. 漁船が SBT が漁獲された日に CCSBT 許可漁船として有効に登録されていること及びすべての転載が行われる日に運搬船が CCSBT 許可運搬船として有効に登録されていること c. 指名された CCSBT オブザーバーが運搬船に乗船すること d. オブザーバーが不在のまま SBT の転載が実施されないこと

¹⁵ CCSBT 地域オブザーバー計画は、この決議の付属書 2 において規定されている。かかる規定は、運搬船及び LSTLV 双方の旗国/漁業主体のオブザーバーに対する義務を含んでいるが、ここには記載していない。CCSBT オブザーバーを運搬船に乗船させるため、メンバーは、SBT が転載される旨のオブザーバー配乗要求書を、当該転載前に事務局に提出しなければならない。

Summary –

SBT 転載を行う漁船は 10 日前までに国外陸揚げ等報告書を提出し水産庁より許可を得ている。転載前の許可には漁船の CCSBT 登録番号が CMF に必要であり、転載後は CCSBT(地域)オブザーバーが署名した CMF が陸揚げの際必要である。

- 3.15.4 MPR2e. 転載申告書は、転載決議パラグラフ 11-14 に基づき、漁船及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。具体的には、i) LSTLV は、転載後 15 日以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号及び完全な CCSBT 転載申告書を旗国/漁業主体に送付しなければならない

Summary –

日本漁船は転載後 15 日以内に CCSBT 登録番号を記入した完全な CCSBT 転載申告書を水産庁清水事務所に提出する。

- 3.15.5 MPR 3. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。a. 転載許可を発給する b. 転載が行われた日付及び場所を確認する。

Summary –

水産庁は遠洋かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の国外陸揚げ等報告書を漁船から受け取ると、漁船の登録番号、VMS 軌跡、漁獲高報告等を確認し、問題がなければこの報告書に署名し転載許可とする。その後、漁船（転載後 15 日以内）と運搬船（転載後 24 時間以内）の両方より転載報告書を受け取り、転載が行われた日付及び場所を確認する。

- 3.15.6 MPR3c-f. c. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する d. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）について、できる限り速やかに事務局長に通報する e. オブザーバーが、転載前に乗船できること（安全に実行可能な場合に限る）、並びに転載決議付属書 2 第 5 パラグラフ (a) の遵守状況を監視するために必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができることを確保する f. オブザーバーが、不正確な文書に関するあらゆる懸念、又は自身の義務を履行する上で受けた妨害、介入若しくは圧力について、報告ができるようにする。

Summary –

水産庁は申請した運搬船を登録運搬船リストに載せる際、

1. 各地域漁業管理機関で定められている転載決議の遵守、および2. VMSの搭載及びVMSデータの提供を条件として、書類・口頭で確認をとる。転載でみなみまぐろを受け取る場合、運搬船は大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に則り運搬船は期日までに水産庁へオブザーバー派遣要請書を提出しなければならない、水産庁はそれに基づき、地域漁業機関へオブザーバー派遣要請を行う。

これまで不可抗力により運搬船にオブザーバーが乗船せずに転載が行われた例は報告されていない。

オブザーバー乗船に対して十分な設備の提供や協力体制の整備、乗船に係る便宜を図ることは、運搬船会社への事務連絡に「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」を添付し決議の遵守を指導している。

オブザーバーはその報告書の中、及び派遣会社への定期報告により義務履行に際して妨害・介入・圧力があつた場合報告ができるよう配慮されている。

3.15.7 MPR3g. 管理措置の遵守状況を監視する h. 発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す。

Summary –

登録後の遵守状況は、1日1回程度のVMSの軌跡確認、転載した際の転載報告書、水揚げ検査時の運搬船の入港確認等複合的なチェックを行っている。また、各地域漁業管理機関から水産庁へ送付される各運搬船に乗船した転載オブザーバーのオブザーバーレポートも水産庁で受け取り管理する。疑義があれば運搬船の運航会社に確認することとしており、疑義が解消されなければ登録運搬船リストから抹消することもありえる。非遵守例はこれまで発見されていない。

3.16 洋上転載監視計画 2 (CCSBT 義務 3.3 (vi))

vi. 漁獲証明制度(CDS)に関するCCSBTの保存管理措置の有効性を次により確保する。a. CDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書の確認に際し、LSTLVの旗国であるメンバーは、転載が各LSTLVの報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしなければならない b. LSTLVの旗国であるメンバーは、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚についてCDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書を確認しなければならない。この確認は、CCSBT地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない c. メンバーは、LSTLVが漁獲したSBTが締約国の領域内に輸入される際には、CCSBT許可船リストにある漁船に関して、確認された必要なCCSBT CDS文書及びCCSBT転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

MPR 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。a. 漁船からの報告漁獲量、CDS文書及び転載時の計測数量におけるあらゆる相違点を特定し、解決する b. すべての魚の転載を100%監視する

Summary –

漁船から報告された RTMP のデータと CDS 提出文書は確認している。

転載は転載を行う漁船からの事前申告と漁船・運搬船両方からの事後報告を必要とし、この報告は照合される。

3.16.2 MPR 2. 洋上で転載され国産品として水揚げされた SBT に関する全ての CDS 様式が水揚げの際に確認されるよう、運用制度及びプロセスを整備する。

Summary –

転載報告書を確認、また陸揚げ検査時に報告内容が一致しているか確認している。

3.17 洋上転載監視計画 3 (CCSBT 義務 3.3 (vii))

vii. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバーに水揚げ又は輸入される全ての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともなわなければならない。

3.17.1 MPR 1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則、制度及び手続を整備する。全ての転載物について、最初の販売時まで署名済みの転載申告書が添付されていること。

Summary –

陸揚げ検査の際に、転載申告書や CDS 書類の転載許可の署名・転載オブザーバーによる署名等が確認される。

3.18 遵守委員会への年次報告 (CCSBT 義務 6.5 i - vii)

i. 各メンバーは、遵守委員会 (CC) 及び拡大委員会 (EC) に提出する報告書のための合意された CC 及び EC に提出する年次報告書のテンプレート 16 に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。

iii. メンバーは、遵守委員会の前に VMS に関する概要報告を提供しなければならない。

iv. メンバーは、委員会年次会合の 4 週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。

- 前漁期の SBT 転載数量
- 前漁期に転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト
- LSTLVs から転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。

vi. メンバーは、全ての死亡要因を含めることの重要性を考慮した国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義の策定に関して、その導入スケジュール及び導入の進捗状況の詳細を毎年報告するもの

とする。

vii. メンバーは、遊漁及び投棄を含む全ての死亡要因にかかる最良の推定値を毎年報告するものとする。

3.18.1 MPR 1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の4週間前までに、事務局長に提出される。いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセクションについても、空欄にせず、その旨明記しなければならない。(iii-vii) 1. 年次国別報告書テンプレート 16 のセクション II (1)(d) : VMS, II (3)(a) i-ii, III(2)(a)-(c), I(3), III(3)を完成する。

Summary –

日本は期日までの年次報告書を提出し、年次国別報告書テンプレート 16 のセクション II (1)(d) : VMS, II (3)(a) i-ii, III(2)(a)-(c), I(3), III(3)を全部完成させている。

メンバ

日本の総漁獲量を CCSBT
へ報告。次年度の管理割
当へフィードバック

CCSBT が SBT の年間漁獲量、国別配分量を決定

Page 2

日本は国別配分量と同量を漁業者
別漁船別に個別配分

PAGE 1

日本 SBT 管理システムフ
ロー

商業漁業 (全て冷凍)

海外漁獲・畜養
旗国で陸揚げ・輸出 (生鮮・冷凍)

- IQ 制
- RTMP
- 漁獲証明書制
度 (CDS)
- 監視
- 省令・罰則

Page 3

CCSBT 登録運搬
船へ洋上転載
(CDS 確認)

海外 25 指定
港での転載

Page 4

輸入通関 (冷凍)

輸入通関
(生鮮)

国内指定港で陸揚げ・全量検査

国内市場 (流通)

国内漁獲情報の集積・分析・
CCSBT への報告

Page 5

輸出 (国内生
産分)

再輸出 (海
外漁獲分)

PAGE 2 -
漁獲量の限度の取り決め
と漁業者への配分

水産庁遠洋かつお・まぐろ漁業許可船名簿をインターネットで公開

漁業者は遠洋かつお・まぐろ漁業許可を農林水産大臣より受ける

CCSBT において日本の漁獲割当(AC)が決定
日本は国別配分量と同量を漁獲可能限度量とし、それに対するパブリックコメントを募集

パブリックコメントの告示・コメントの公表・回答

官報にて次年度の漁獲可能限度量を告示

漁獲枠を希望する遠洋かつお・まぐろ漁業許可証保持者は漁船別の割当量を都道府県を通じ国 (MAFF)に申請 (3月1日迄)

申請量の合計が配分量を上回る

漁船別の過去 3 年の実績に応じ操業能力を勘案して算定した漁獲量を決める

申請量の合計が配分量以内

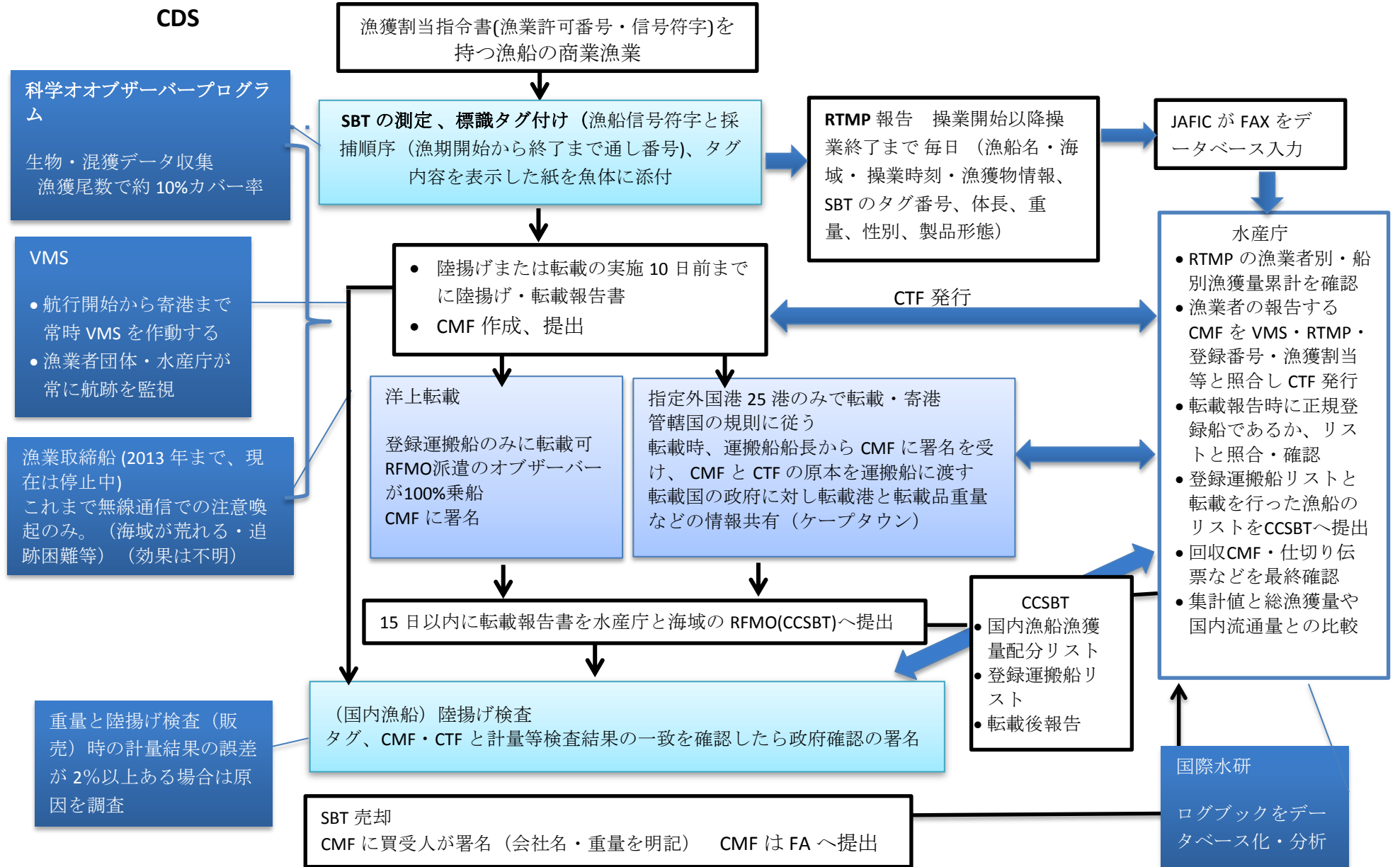
申請された量を各漁業者へ配分

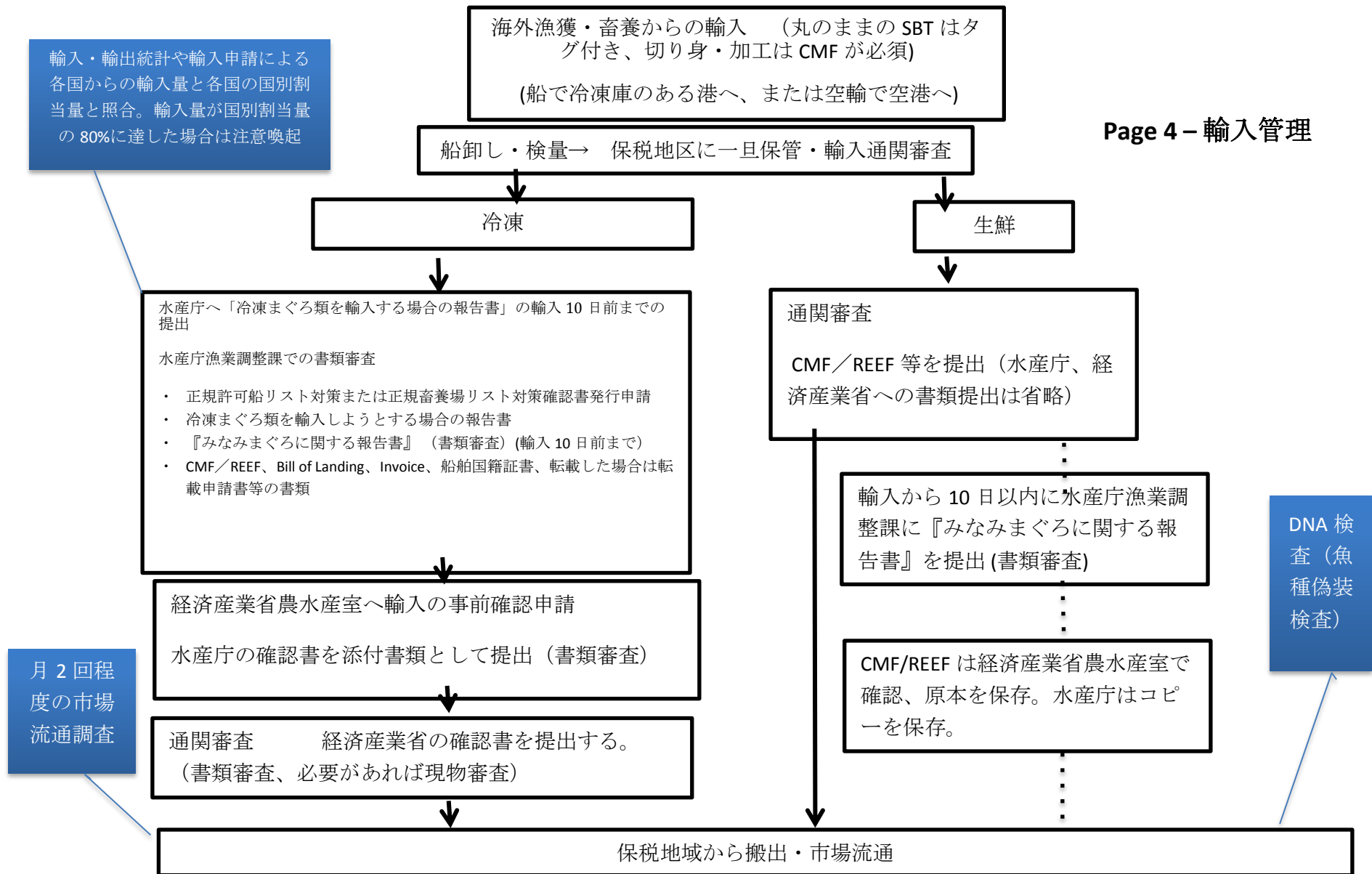
割当指令書 (漁船別漁獲枠) を交付

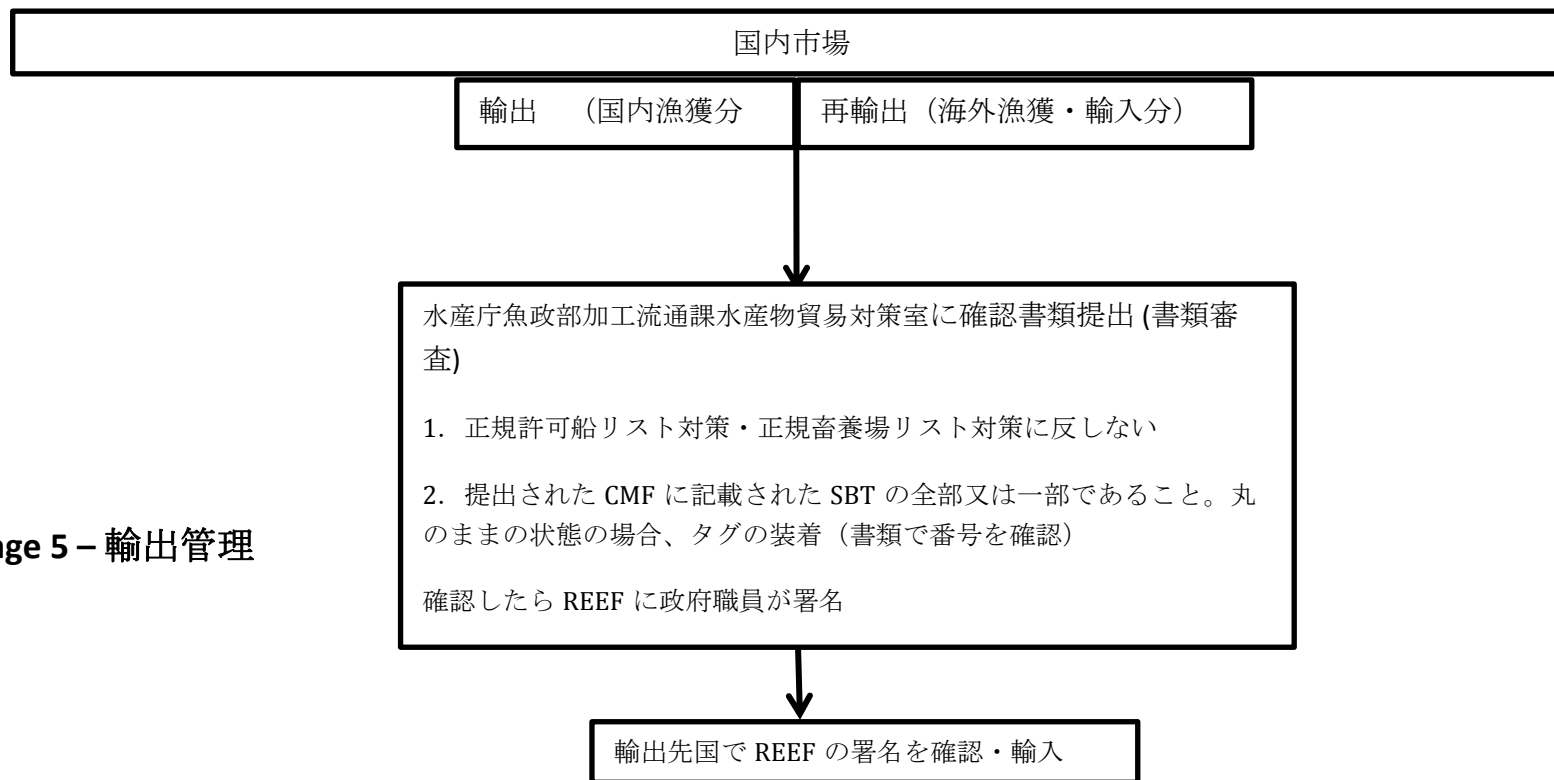
- 漁獲割当は配分者間で移譲できない
- 漁船を複数所有する漁業者の場合、割当変更申請をすれば漁船間で漁獲枠を変更できる

CCSBT は漁獲割当を受けた漁船リストをウェブサイトで公開

漁船別の漁獲枠を CCSBT へ報告 (4 月末日)







Page 5 – 輸出管理

5. 管理システムの適格性 (フェーズ1と2の総合)

フェーズ1の水産庁のコンサルテーションインタビューと書類による調査、またフェーズ2の現地視察と書類のレビューを総合し、日本の最低履行要件に対するSWOT(強み、弱み、機会、脅威)分析を行った。この品質保証レビューの目的に合うように、ここでは分析された機会は提言とし、また脅威は遵守要件に対するリスクと置き換えて報告をする。

表4 日本の最低履行要件 1.1 に対する SWOT (強み、弱み、リスク、提言) 分析 (フェーズ1をフェーズ2情報により更新)

a) 強み

義務要件	MPR	長所
1.1 (i)	1	<ul style="list-style-type: none"> みなみまぐろ保存委員会の義務要件と合致した法律上での最大漁獲量の管理体系がある。 調査範囲年度(2010-2014)の漁獲報告量は国別配分量を下回っている。
	2a (i)	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲量の個別割当制度がきちんと定められ機能しており、よく遵守されている。 割当量の移譲は基本的に禁止されておりその規則が守られている。
	2a (ii)	<ul style="list-style-type: none"> RTMP のシステムにより毎日漁場から情報を受け取り、管理機関は最新の漁獲量を常に報告されている。
	2a (iii)	<ul style="list-style-type: none"> ログブックへの毎日の記録が義務づけられ、10日ごとに水産庁に報告されている。
	2b	<ul style="list-style-type: none"> 調査死亡割当量、非商業死亡率の推定がCCSBTに報告されている。 放流投棄については、科学オブザーバーの集計データも利用し、大まかな傾向を毎年確認している。それによると、科学オブザーバー乗船時に放流・投棄が目立って多くなったような事例は無く、報告の正確性が保たれていると思われる。
	2c (i)	<ul style="list-style-type: none"> 全みなみまぐろ陸揚げを申告した船を対象に陸揚げ検査が水産庁により実施されている。 漁獲証明書制度が実施されており転載を含め漁獲から売上げまでのモニタリングシステムがある。
	2c (ii)	N/A - 日本は SBT の畜養を行っていない。
	3	日本は規定通り SBT 死亡量データを、商業保持漁獲量と商業投棄死亡量(放流魚と投棄魚の尾数)をCCSBT 科学拡大委員会へ報告している。
	4	<ul style="list-style-type: none"> 罰則のある法律と規制が整っている。 まぐろ資源の保全及び管理の強化に関する特別措置法で規制のための法制度を整えている。 VMS 搭載が漁船に100%義務化され監視が行われている。 報告している漁獲量(RTMP 値)と検量・仕切り伝票重量に2%以上(委員会義務では5%)差があるかを確認し委員会に異常があれば委員会に報告している。 流通実態調査により輸出入を含めたみなみまぐろの流通量や経路等の実態を調査、傾向をおおよそ把握している。
1.1 (iii)	1a	<ul style="list-style-type: none"> 繰越措置を取っており、規定通り委員会へ繰越量を報告している。
	1b	<ul style="list-style-type: none"> 規定通り国内漁獲可能量と繰越措置の決定またその量を委員会に報告している。

b) 弱み

Obligation	MPR	Weaknesses
1.1 (i)	1	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し
	2a (i)	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し
	2a (ii)	<ul style="list-style-type: none"> RTMP を通じ漁業者により申告される漁獲量情報の正確性（陸揚げ前のデータ）を客観的に確認する機会が陸揚げ前にない。 <p>CDS の確認・漁獲量確認に利用されるデータは RTMP の収集データに基づき、これは漁業者の報告（自己申告）データである。またタグ番号記録報告も申告データが唯一の情報源となりこれに基づき CDS 書類が作成される。（今後、拡大科学委員会の決定による High-level Code of Practice for Scientific Data Verification に基づき、科学オブザーバーデータ等との相互検証を定期的実施し、科学オブザーバーが漁獲量やログブックの記録等を客観的に確認し、その方法が効果的で正確性のあるものであれば、この限りではない。）</p>
	2a (iii)	特に無し
	2b	特に無し
	2c (i)	<p>陸揚げ審査はみなみまぐろ陸揚げを申請した漁船全船を対象とするものであるが、これは 100%漁業者の陸揚げ報告書による申請に基づき、検査官が派遣されるものである。</p> <p>検査官は港内パトロールも行うがこれは清水港にほぼ集中し、他港では年に数回行う程度である。みなみまぐろは 24 年漁期に焼津港で 27%の水揚げがありその他の港でも若干の水揚げがあったため、港内パトロールのカバー範囲に大きな偏りがある。</p>
	2c (ii)	N/A
	3	特に無し。
	4	<ul style="list-style-type: none"> 2013 年度まで年間 2 回各一ヶ月の海上監視船が派遣されたが、物理的検査がなく無線検査のみであったこと、2 年間に 1 隻の遭遇率であったことから実施効率が極端に低いこと、また 2014 年以降は海上監視が行われていず再開予定はないことから、海上監視効果が期待出来ない。 市場外流通量の情報把握システムがなく、情報不足により正確な SBT の市場流通量把握が困難である。 罰則規定や制裁、補正措置はあるものの、実際の適用例が全くなく、監視の効果や実施・適用の透明性が不明。 漁獲量報告や CDS 制度は書類による漁業者の報告がベースとなっているが、意図的な無報告行為や違反を想定した詳細なリスク分析、そのための監視制度が明確でない。
1.1 (iii)	1a	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。
	1b	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。

c) リスク（脅威）

日本の SBT 漁業と管理システムにおける MPR の遵守要件に対する脅威（リスク）について、分析された“弱み”から、リスクとなる可能性を検討し、各関係性の高い MPR ごとに下表にリスト化した。

Obligation	MPR	Risks (Threats)
1.1 (i)	1	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。
	2a (i)	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。
	2a (ii)	<ul style="list-style-type: none"> RTMP による報告が意図的に虚偽申請された場合、虚偽報告に基づく CDS 書類が作成され、それを把握出来ないリスク。唯一の CDS 確認の情報源が自己申請によるものであるため。特に海上監視が無く他の客観的な監視措置がない場合。
	2a (iii)	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。
	2b	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。
	2c (i)	陸揚げ検査は申請に対応する形で行われ、清水港以外の港ではみなみまぐろの陸揚げを監視をするパトロールが殆ど行われていない。意図的に他港に水揚げされた場合それを把握出来ない、または情報が公開されないリスク。
	2c (ii)	N/A
	3	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。
	4	<ul style="list-style-type: none"> 特に洋上における物理的監視効果が低く、意図的な IUU があつた場合にそれを感知出来ない可能性。 ケープタウン以外での外国港での転載リスクが把握出来ない可能性。 国内における CDS スキーム全体においての実質的な効果や存在するリスクを客観的に把握していない可能性、それにより監視措置が定型化され、問題が内包されるリスク。
1.1 (iii)	1a	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。
	1b	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し。

d) 提言（機会）

Obligation	MPR	Recommendations (Opportunities)
1.1 (i)	1	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し
	2a (i)	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し
	2a (ii)	<ul style="list-style-type: none"> 陸揚げ検査以前に、海上・船上での違法行為がないことを物理的に確認する何らかの客観的体制の整備。 分析された、可能性のあるリスクに基づいた、拡大科学委員会の決定によるログブックや科学オブザーバーデータと RTMP データの相互検証の定期継続と、相互検証手法の正確性の向上。
	2a (iii)	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し
	2b	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し
	2c (i)	リスク分析に基づいた港内パトロールの他港での実施や（もし無ければ）清水港以外においてみなみまぐろの陸揚げ監視を行う他の監視体制の整備（周囲への判別方法や陸揚げ禁止措置についての周知を含む）。
	2c(ii)	N/A
	3	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し
	4	<ul style="list-style-type: none"> 洋上監視の非実施を補完する IUU 監視体制。 ケープタウン以外での外国港における転載リスクの検討と転載時の

		<p>連絡の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場流通量把握のための市場統計システム（CDS を利用したトレーサビリティ等を含む）の導入や港内パトロール体制と連携した IUU 監視体制の整備。 無報告リスクを含めた確認・監視活動の統合的分析機会の設置、統合的かつ詳細なリスク管理戦略の明確（文）化、情報公開（透明性向上）。
1.1 (iii)	1a	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し
	1b	<ul style="list-style-type: none"> 特に無し

表 5 日本の最低履行要件 2.3, 3.1, 3.3, 6.5, 市場国としての特徴に関する SWOT (強み、弱み、リスク、提言) 分析 (フェーズ 2)

	Strength	Weaknesses	Threats (risks)	Recommendations
2.3 許可運搬船記録	<ul style="list-style-type: none"> 許可運搬船リストの管理・更新を行い、CCSBT へ報告している。 運搬船への遵守必要事項の伝達を徹底している。 水産庁は ICCAT/IOTC 事務局と日本漁船に関するオブザーバーレポートを共有している。 	<p>運搬船の許可プロセスは書面申請・口頭確認のみである。</p>	<p>不明。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 転載オブザーバーからの聞き取りや報告書のレビューの実施。
3.1 漁獲証明書制度 (A-F)	<ul style="list-style-type: none"> CDS 制度中、転載・陸揚げ・輸出入等の各 SBT 移動プロセスにおいて書類審査の体制が十分に確立され実行されている。 国内漁獲は物理的検査が 100%カバー率の陸揚げ検査で徹底されている。 水産庁は毎月 2 回、市場に出回るみなみまぐろの RTMP 報告との整合性を照合する調査を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入はほぼ書類審査のみであり物理的検査体制は限定的。(→市場国としての輸出入管理) (1.1 (i) 2a (ii), 4 も参照のこと) 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入時に丸の状態の SBT にタグがあるか、タグ No. の追跡確認がない。 ケープタウン以外の外国港転載・寄港時の確認プロセスが決められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 丸の状態の SBT のすべてにタグが必要である事の周知を関連機関(特に輸入確認関連機関)へ徹底する。 ケープタウン以外の外国港転載・寄港時の確認プロセスを明確化し実施する。

<p>3.3 (洋上) 転載監視計画</p>	<p>洋上転載オブザーバーの管理は CCSBT と管轄海域の RFMO へ外注されている。</p>	<p>2.3 に同じ。</p>	<p>2.3 に同じ。</p>	<p>2.3 に同じ。</p>
<p>6.5 遵守委員会への報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遵守委員会必要にとされている報告を徹底している。 	<p>特に無し。</p>	<p>特に無し。</p>	<p>特に無し。</p>
<p>市場国としての輸出入 SBT の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際漁業・輸入管理強化推進事業で DNA 分析手法の確立や市場分析を進め、大まかに国内市場流通量と報告漁獲量に大きなギャップが無いか内部で市場流通量推定・分析を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> DNA 分析調査が事前合意制による低効果の可能性。 輸出入の SBT に関し、タグ No. による SBT 輸出元国の漁獲 SBT へのトレース確認や物理的なタグ確認がないことで、書類の正確性は作成した輸出国の責任に拠る。(国内漁獲の 100%物理的検査と比較して) 輸入 SBT の国内消費量(市場流通量)の検証方法の未確立。 SBT の輸入重量の総計を積算することで、各国漁獲量と輸入量の比較確認を行っているが、生鮮や加工品輸出等多様な輸入形態をとる国の場合は総重量の確認は困難で監視は限定的。 	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽申請し輸入される SBT の国内搬入を見落とす可能性。特に CDS 制度が未確立の途上国等からの製品が国内市場へ入る可能性。国内統計等による検証方法が未確立であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的で透明性の高い DNA 検査手法の確立とカバー率の向上。 特に輸入量の国内市場における把握と輸出元国の漁獲量との比較の各国に対する徹底、また SBT タグ No. の追跡による確認の定期的実行。 総合的なリスク管理戦略の明確(文)化。

6. 改善機会と提言

表 4 と表 5 の SWOT 分析と効果のレビューにおいてまとめられる日本の管理システムへの提言を表 6 に示す。

表 6 改善機会と提言のまとめ

MPR	Recommendations (Opportunities)
1.1	<ul style="list-style-type: none"> ● 陸揚げ検査以前に、海上・船上での違法行為がないことを確保する、洋上監視の非実施を補完する IUU 監視体制。 ● ログブックや科学オブザーバーデータと RTMP データの現在の相互検証の定期化と詳細分析方法の向上。放流・投棄死亡率のオブザーバーデータとの検証の定期化と詳細分析の向上。 ● 虚偽報告や無報告リスクを想定した遵守システムの統合分析や内部レビューの定期化。 ● 総合的なリスク管理戦略の明確（文）化。
2.3	<ul style="list-style-type: none"> ● 転載オブザーバー報告書のレビューと聞き取りの実行による転載リスクの把握。
3.1	<ul style="list-style-type: none"> ● ケープタウン以外での外国港における転載リスクの検討と転載時の連絡の実施。 ● 港内パトロールの実施において清水港への偏りの是正・全港へのみなみまぐる陸揚げ規定の周知、協力の要請。
3.3	<ul style="list-style-type: none"> ● (2.3 に同じ)
6.5	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に無し
市場国としての輸出入管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的で透明性の高い DNA 検査手法の確立とカバー率の向上。（特にCDS制度未確立国の製品に対する輸入・加工品監視の強化） ● 特に輸入量の国内市場における把握と輸出元国の漁獲量との比較の各国に対する徹底、また SBT タグ No. の追跡による確認の定期的実行。 ● 丸（RD）の状態の SBT のタグの必要性の関係者内周知の徹底。 ● CDS を拡大利用した SBT の国内市場トレーサビリティ確立の可能性の検討。

7. フェーズ 1 とフェーズ 2（現地視察）間の調査結果の差とフェーズ 2 実施効果

日本のこのレビューでは、2013 年実施の書類審査を主としたフェーズ 1 に加え、2015 年に現地視察を含むレビューのフェーズ 2 が行われた。レビュー効果としての参考に、この 2 つのレビューフェーズの間に見られた差、または現地視察により明らかになった事柄などをまとめる。

概観

- 現地視察により、政府（水産庁、経産省、財務省）や研究所、関連する機関の SBT 漁獲遵守管理の役割の分担と連携の様子や、日々の漁獲量や漁船の監視業務、申請書類の取り扱いについて実感を伴う確認をとることが出来た。またみなみまぐろに関わる複数の関係者それぞれから実際に話を聞くことにより、多面的に実際の漁業管理体制について把握することが出来、フェーズ 1 で生じた疑問の解消や情報に対する確信に繋がった。（ただし 3 日間という限られた視察では詳細の把握は困難なところもあった。）
- 輸入管理強化事業の調査に実際に参加し、遵守規則の監視が実際に実施されているところを観察することで、手法が継続して実施されていることとその実際効果、またリスク管理に対する関係者の認識を確認することとなった。

レビューの継続・現地視察効果

- RTMP が CDS 制度の確認のほぼ唯一の情報源であることが確認でき、RTMP 報告の正確性の重要性が判明した。
- フェーズ 1 で提言に含まれた「RTMP、ログブック、科学オブザーバーデータの相互検証」が 2013 年に実行され、2015 年のレビューはその報告書により、データ相互検証の結果でおおまかな整合性の確認が可能となった。
- 非商業死亡率の推定はフェーズ 1 の時点では推定方法に CCSBT 内での合意がなされていなかったため実施されていなかったが、フェーズ 2 では実施の結果推定値が出され、委員会への報告も行われていた。
- フェーズ 1 で不明確であった陸揚げ検査方法について、フェーズ 2 の CDS 制度の詳細把握において明確にすることができた。
- 海上監視の実際について、フェーズ 2 ではカバー率や効果の低さが判明した。
- フェーズ 2 において、流通実態調査について、国際漁業・輸入管理強化推進事業が進むことにより、この事業が日本の遵守リスクアセスメントに該当し、国内市場流通量と報告漁獲量のギャップ分析や DNA 分析手法の確立や市場分析を進めている強みを把握することが出来た。
- CDS 制度の確認精度に関しては、物理的検査を 100% 伴う国内漁獲の確認に比べ、輸出入はほぼ書類審査となり、存在するリスク把握が限定的であるという認識に至った。
- 外国港での転載に関して、ケープタウンでの強化された報告・監視体制がフェーズでは確認できたが、2014 年に利用する外国港が 10 港追加されたほか、ケープタウン以外の港においての転載・監視プロセスの情報がなく、さらなる詳細の必要性が認識された。
- 輸出入される SBT に関し、タグ No. による SBT 輸出元国の漁獲 SBT への追跡や物理的なタグ確認がない可能性が、フェーズ 2 で市場国としてのリスクを検討する過程で浮かび上がった。
- SBT の DNA 検査はフェーズ 1 時点では輸入 SBT 対象のみであったが、2014 年から国内漁獲も対象に含まれ、強化されていることが判明した。

8. 資料

添付または確認済みエビデンス資料

添付 1	1	ミナミマグロ遵守事項
	2	遠洋かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の国外陸揚げ等報告書（変更届）
	3	国内陸揚げ予定報告書（変更届）
	4	船舶の概要（RTMP 調査船用）
	5	ミナミマグロ RTMP 報告書（2012 年度版）
	6	CCSBT Catch Monitoring Form, CDS
	7	Transshipment Declaration forms (ICCAT, IATTC, IOTC, WCPCF)
添付 2	1	遠洋まぐろ延縄漁業操業日誌 (The Logbook for Large Scale Tuna Longline Vessels)
	2	原魚重量への換算方法について (Conversion Factors for Round Weight)
	3	遠洋まぐろ延縄漁業操業日誌と記載要領 The Logbook for Large Scale Tuna Longline Vessels)
	4	混獲生物等の情報記載フォームと記載要領
添付 3	1	船舶の概要（RTMP 調査船用）記入済み
	2	ミナミマグロ RTMP 報告書（2013 年度版）記入済み
	3	遠洋まぐろ延縄漁業操業日誌 (The Logbook for Large Scale Tuna Longline Vessels) 記入済み
	4	遠洋まぐろ延縄漁業操業日誌と記載要領 The Logbook for Large Scale Tuna Longline Vessels) 記入済み
	5	混獲生物等の情報記載フォームと記載要領 記入済み
	6	CCSBT Catch Monitoring Form, CDS 記入済み
	7	CCSBT Catch Tagging Form, CDS, 記入済み
添付 4	1	みなみまぐろの漁獲量の限度の合計を定める件についての意見・情報の募集告示（24 年 12 月 25 日）
	2	官報告示（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当の基準を定める件）（25 年 2 月 14 日）
	3	農林水産省告示に関する省令の規定に基づくみなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当の基準（告示第 1204 号）
	4	みなみまぐろ年間漁獲量割当申請書（25 年 2 月 21 日）
	5	漁業者（漁船）への割当の指令書サンプル
	6	2013 年漁期の船別の漁獲割当 (Japan's quota allocations in 2013/14 fishing season)
添付 5	1	輸入公表 7 の (3) に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について
	2	輸入に関する確認申請書
	3	CCSBT Catch Monitoring Form (Original) and Instruction Sheet
	4	Re-Export / Export After Landing of Domestic Product Form and Instruction Sheet
添付 6	1	輸入注意事項の一部改正について（正規許可船リスト対策又は正規畜養場対策に反しない貨物である事を証する水産庁の確認書発行について
	2	正規許可船・畜養場リスト対策確認証発行申請書
添付 7	1	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づく報告の徴収について（農林水産省指令）
	2	みなみまぐろの輸入に関する報告書
	3	冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書
	4	冷凍まぐろを輸入した場合の報告書
	5	冷凍まぐろを運送した場合の報告書
他参考文書	1	ミナミマグロ漁業における日本の科学オブザーバの活動報告：2011年漁期・

		日本のミナミマグロ漁業での科学オブザーバ活動の報告：2012年及び2013年
2		遠洋まぐろ延縄科学オブザーバ調査マニュアル（WCPFC/CCSBT/IOTC/IATTC 海域）2014年7月版
3		23 年度流通実態事業報告書
4		平成 26 年度水産庁委託事業『国際漁業・輸入管理強化推進事業の国内流通実態分析事業』事業報告書
5		平成 27 年度日本水産学会春季大会ポスター みなみまぐろの日本国内における流通特性の把握
6		日本延縄漁業におけるミナミマグロ小型魚放流: 2011年
7		日本延縄船から放流・投棄したみなみまぐろの死亡量の推定 CCSBT-OMMP/1406/08
8		延縄船から放流されたみなみまぐろの放流後生残率 CCSBT-ESC/1309/34
9		日本が収集しているみなみまぐろのデータセットでの相互検証：2012年 CCSBT-ESC/1309/35
10		日本のミナミマグロ漁業のレビュー：2011年